

# 美幌町過疎地域持続的発展市町村計画

令和8年度～令和12年度

北海道網走郡美幌町

## 目次

1 基本的な事項	
(1) 美幌町の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	3
(3) 美幌町の行財政の状況	4
(4) 地域の持続的発展の基本方針	9
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	12
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	12
(7) 計画期間	12
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	13
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
(1) 現況と問題点	14
(2) その対策	14
(3) 計画	15
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	17
3 産業の振興	
(1) 現況と問題点	18
(2) その対策	21
(3) 計画	23
(4) 産業振興促進事項	29
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	29
4 地域における情報化	
(1) 現況と問題点	30
(2) その対策	30
(3) 計画	30
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	30
5 交通施設の整備、交通手段の確保	
(1) 現況と問題点	31
(2) その対策	32
(3) 計画	33
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	37
6 生活環境の整備	
(1) 現況と問題点	38
(2) その対策	40
(3) 計画	42
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	45

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進	
(1) 現況と問題点	4 6
(2) その対策	4 8
(3) 計画	4 9
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	5 1
8 医療の確保	
(1) 現況と問題点	5 2
(2) その対策	5 2
(3) 計画	5 3
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	5 3
9 教育の振興	
(1) 現況と問題点	5 4
(2) その対策	5 7
(3) 計画	5 9
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	6 2
10 集落の整備	
(1) 現況と問題点	6 3
(2) その対策	6 3
(3) 計画	6 3
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	6 3
11 地域文化の振興等	
(1) 現況と問題点	6 4
(2) その対策	6 4
(3) 計画	6 5
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	6 5
12 再生可能エネルギーの利用推進	
(1) 現況と問題点	6 6
(2) その対策	6 6
(3) 計画	6 6
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	6 7
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
(1) 現況と問題点	6 8
(2) その対策	6 8
(3) 計画	6 8
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	6 8
事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分	6 9

## 1 基本的な事項

### (1) 美幌町の概況

#### ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件

本町は、北海道の東部、オホーツク管内のほぼ中央部に位置し、東は大空町と小清水町、西は北見市、南は津別町と釧路管内弟子屈町、北は大空町に隣接し、東西 33.8km、南北 32.9km、総面積は 438.41k m<sup>2</sup>となっています。

地形は、東部に標高 999.9 メートルの藻琴山をはじめ、高い山並みが続いているものの、それ以外は、標高 200 ～300 メートルの台地が西北に向かって傾斜し、町の中央部を北流する河川の両岸には、帯状の沃野が展開しています。

地質は、砂岩、泥岩、凝灰岩質砂岩等の三期層、中生層、古生層を基礎にしており、丘陵地においては、屈斜路湖及び阿寒湖を源とする軽石流堆積物で形成され、低地においては、河岸堆積物（砂礫）ないし、泥炭地等に生育したヨシ等の植物遺体集積による泥炭地からなっています。

本町の主な河川としては、釧北峠に端を発して本町を貫流し、網走湖を経てオホーツク海に注ぐ網走川と、美幌峠を源として北に流れをとり、本町市街地の北東部で網走川と合流する美幌川があげられます。

気象は、オホーツク海沿岸と北見内陸地帯の中間に位置しており、オホーツク海流、海霧、流氷の影響を受け、冬の-20℃前後から夏の30℃前後と寒暖の差が大きくなっています。

また、降水量は、年平均800ミリメートル前後と少なく、日照率の高さでは、全国でも有数の地域となっています。

先人の人々によって、アイヌ語で「ピ・ポロ＝水多く大いなる所」と名付けられた本町は、明治20年に美幌外 5 カ村戸長役場が設置され、各地からの人々による移住が始まり、大正元年には、池田～網走間の鉄道が開通、同 4 年には、2 級村制を施行し、美幌村となりました。さらに、同 8 年には、津別村を分村して、同12年に美幌町となりました。

1 万ヘクタールを超える耕地に支えられながら、農業のまちとして栄えてきた本町では、主に、小麦、てん菜、馬鈴しょ、玉ねぎなどが生産されており、これらの農産物を原料として、砂糖、でんぷん、冷凍食品などの食品を加工する企業など、第一次産業と深い関わりを持つ工場があります。

さらに、本町は交通の要衝とされ、道東観光の玄関口、さらに近隣自治体の商業圏と位置づけられています。

#### イ 過疎の状況

人口は平成 2 年国勢調査の 25,680 人から令和 2 年国勢調査では 18,697 人と 30 年間で 6,983 人減少し、減少率は約 27%となっています。この減少傾向は、

出産可能年齢人口が減少するとともに高齢化が進む中で死亡数が出生数を上回る自然減と転出者数が転入者数を上回る社会減の状況が続いていることが原因となっており、特に10代～20代の転出超過は、進学や就職を機に転出状況が多く若い世代の就業者数も減少しています。

人口流出に対応すべく工業用地の確保や道路、上下水道のインフラ整備をはじめ、住民ニーズの複雑・多様化に対応するため各種施策を手掛けてきましたが、税収の落ち込みや地方交付税の伸び悩みなど自主財源に乏しい状況の中、限られた予算ではスピード感のある一体的な基盤整備が困難な状況です。また、若年層の流出による就業人口の減少と少子高齢化は、経済規模の縮小へとつながり、更なる人口の減少を招く悪循環に陥る事態となっています。

今後、人口減少の流れを抑制するために、農業・林業といった基幹産業など、本町が持つ地域資源や特性を守り育てるとともに、ニーズに応じた就業への支援や企業・官公庁の誘致による就業の場の確保を図るほか、地域の子育て支援の充実と仕事家庭の両立しやすい環境づくり、子育て世代が自分たちの子どもに将来住み続けて欲しいと思える環境づくりを目指した施策の選択と実行が求められています。

#### ウ 社会的経済的発展の方向

本町は全国的な傾向と同様に農林業をはじめとする第一次産業の比率が低下する一方で、第三次産業の比率は増加傾向にあります。令和2年国勢調査における産業別就業人口割合では、第一次産業が15.7%、第二次産業が19.2%、第三次産業が64.7%となっており、平成2年国勢調査と比べて、第一次産業では2.2%、第二次産業では5.2%減少したのに対し、第三次産業では7.1%増加しています。

本町の基幹産業の一つである農業は、農業就業者の減少と高齢化、後継者不足などの問題があり、担い手不足が進むと離農による農地の荒廃などを招くこととなります。更に、農産物を活用した加工・製造業を営む第二次産業も数多く存在することから、農産物の生産が減少することにより、それらの企業にも大きな影響が出ると予想され、新規就農者の支援や生産法人の育成、農業従事者の担い手確保対策が求められています。

女満別空港に隣接し、市街地には国道4本が縦横断しており、JR石北本線、都市間高速バスが停留することから、道東交通の要衝とされていますが、その反面、通過地点となるため、滞在型観光の発展につながらないことが課題となっています。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

本町の人口は平成2年国勢調査の25,680人から令和2年には18,697人で、減少率は約27%となっています。「美幌町人口ビジョン」によると、今後も減少傾向が続く、令和22年(2040年)には11,892人になると推計されています。

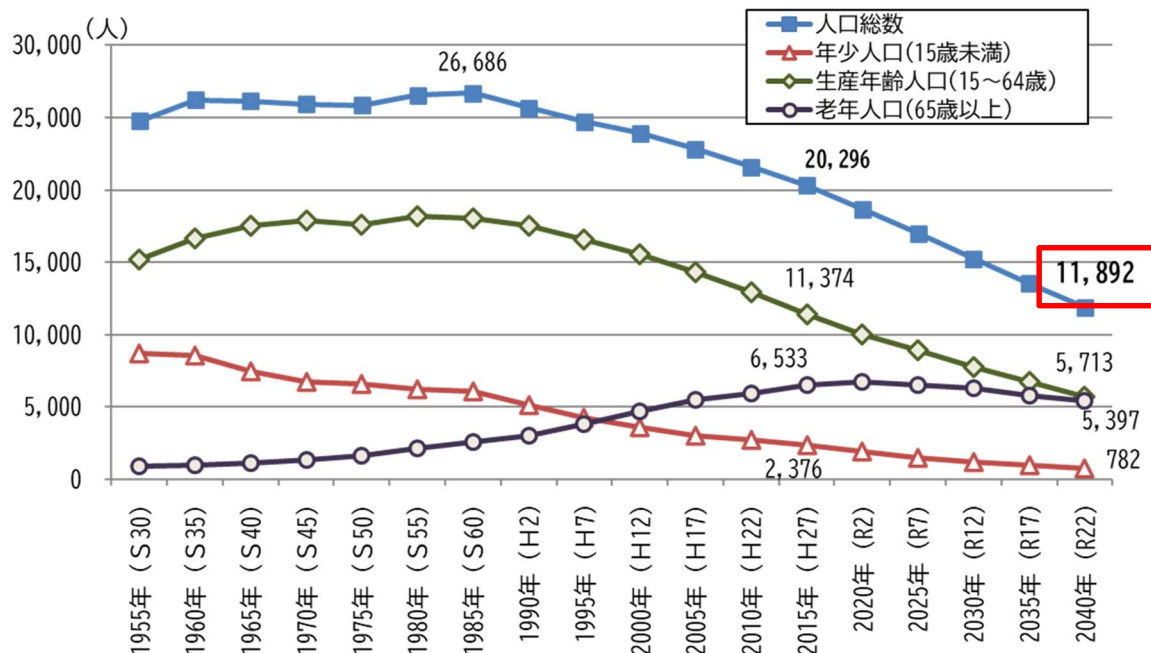
人口区分については、高齢者比率が増加し続けており、平成2年の11.8%から令和2年には35.9%になり、一方で若年者比率は、平成2年の19.3%から令和2年には10.4%と減少し続けています。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

(単位:人、%)

区分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	26,534	25,680	△ 3.2	22,819	△ 11.1	20,296	△ 11.1	18,697	△ 7.9
0歳～14歳	6,225	5,135	△ 17.5	3,031	△ 41.0	2,376	△ 21.6	1,928	△ 18.9
15歳～64歳	18,167	17,502	△ 3.7	14,289	△ 18.4	11,374	△ 20.4	10,043	△ 11.7
うち15歳～29歳(a)	6,086	4,962	△ 18.5	3,452	△ 30.4	2,355	△ 31.8	1,950	△ 17.2
65歳以上(b)	2,142	3,043	42.1	5,498	80.7	6,533	18.8	6,713	2.8
(a)/総数	22.9	19.3	-	15.1	-	11.6	-	10.4	-
若年者比率									
(b)/総数	8.1	11.8	-	24.1	-	32.2	-	35.9	-
高齢者比率									

表1-1(2) 人口の見通し(美幌町人口ビジョン)



## イ 産業の推移と動向

産業別の就業人口については、第一次産業が平成2年には就業人口比率で17.9%でしたが、令和2年には15.7%と減少し、第二次産業も24.4%から19.2%と減少しています。一方、第三次産業については、57.6%から64.7%と増加しており、産業構造が変化しています。

第一次産業については、農業の後継者不足、第二次産業については人手不足による欠員が主な要因と考えられます。

表1-1(3) 産業別人口の動向（国勢調査）

（単位：人、％）

区分	平成2年	平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	13,202	11,520	△12.7%	10,524	△8.6%	9,942	△5.5%	9,597	△3.5%
第一次産業 就業人口比率	17.9%	14.6%	-	15.6%	-	15.4%	-	15.7%	△2.2%
第二次産業 就業人口比率	24.4%	21.4%	-	20.0%	-	19.3%	-	19.2%	△5.2%
第三次産業 就業人口比率	57.6%	63.5%	-	61.8%	-	63.2%	-	64.7%	7.1%

※総数には、分類不可能を含むため、各区分の合計が100%にならない場合があります。

## (3) 美幌町の行財政の状況

### ア 行政の状況

本町は、明治20年に美幌外5カ村戸長役場が設置され、大正4年には2級村制を施行し、美幌村となりました。大正8年には津別村（現津別町）を分村、大正12年に町制を施行し、「美幌町」が誕生しました。

本町の行政機構図は図-1のとおりであり、町長部局が5部、教育委員会、会計管理者、町立病院、議会、監査委員事務局、選挙管理委員会、農業委員会を設置しています。

広域行政については、津別町と一部事務組合を設置し、消防、火葬を行っており、農業用水利施設では大空町と、医療・介護・福祉部門や観光事業では津別町、大空町と共同運営を行っています。また、網走市、斜里町、小清水町、清里町、大空町と1市5町で広域焼却施設の一部事務組合を令和8年3月に設立しました。

平成23年には、町民・議会・行政の役割と責務を明確化すべく「美幌町自治基本条例」を制定し、町民主権による自治を推進しています。

令和元年10月には、国が推進する定住自立圏構想に基づき、1市4町（北見市、津別町、訓子府町、置戸町、美幌町）の間で「北見地域定住自立圏」形成協定を締結し、圏域全体の生活機能等を確保し、地方圏への定住を促進する取組を推進しています。

図－1 美幌町行政機構図（令和7年4月1日現在）

部 局	課名	グループ名	主な事務・事業
町 長			
副町長			
<b>総務部</b>			
総務部長	総務課	総務グループ 職員グループ	文書・庁舎管理、職員、町長交際、電算情報処理、庁舎建設
	危機対策課	危機対策グループ	防災、駐屯地対策
	政策推進課	政策統計グループ	政策、総合計画、総合戦略、統計調査
	財務課	財務グループ 契約財産グループ	予算編成・執行、決算、入札・契約、財産、公用車
<b>町民生活部</b>			
町民生活部長	町民活動課	町民活動グループ 広報相談グループ	自治会、交通安全、国内外交流、地域振興、広報広聴
	戸籍保険課	戸籍年金グループ 医療給付グループ	戸籍・住基・印鑑証明、年金、国保、医療給付
	税務課	課税グループ 納税グループ	町税の課税・納税
<b>福祉部</b>			
福祉部長	社会福祉課	民生障がい福祉グループ 児童支援グループ 発達支援センターグループ 子育て支援センターグループ 美幌保育園グループ 東陽保育園グループ	民生、障がい福祉、児童施設の管理運営
	保健福祉課	高齢介護グループ 健康推進グループ	高齢者福祉、介護保険、保健指導、健診
<b>経済部</b>			
経済部長	農林政策課	農政グループ 森林農地整備グループ	農業・畜産振興、土地改良事業、林業振興
	みらい農業課	農業センターグループ	みらい農業センター管理運営
	商工観光課	商工観光グループ	観光・商工振興、中心市街地活性化
<b>建設部</b>			
建設部長	環境管理課	維持管理グループ 環境衛生グループ	町道・公園・河川維持管理、ごみ処理
	建設課	都市整備グループ 公営住宅グループ 建築グループ	都市計画、公営住宅、建築確認・検査
	上下水道課	営業グループ 施設グループ	上下水道事業、上下水道施設維持管理
	会計管理者	出納審査グループ	現金の保管・出納
<b>議 会</b>			
事務局長	庶務係、議事係	議会の運営、会議録作成	
<b>監査委員事務局</b>			
事務局長	監査担当	監査の執行	
<b>選挙管理委員会</b>			
事務局長	選挙担当	選挙の執行	
<b>農業委員会</b>			
事務局長	総務担当	農業経営改善、農地利用調整	

部 局	課名	グループ名	主な事務・事業
<b>教育委員会</b>			
教育長			
教育部長	学校教育課	総務グループ 学校教育グループ	委員会会議、学校全般、教員住宅、就学、教職員、不登校相談
	学校給食課	学校給食グループ	学校給食全般、センター管理運営
	社会教育課	社会教育グループ 文化振興グループ	社会教育、生涯学習、青少年、町民会館管理
	スポーツ振興課	スポーツ振興グループ	スポーツ振興、体育施設管理運営
	博物館課	博物館グループ	博物館管理運営、資料収集
	図書館課	図書館グループ	図書館管理運営、図書啓蒙
<b>国保病院</b>			
院長			
副院長			
<b>医局</b>			
内科部長	内科		
循環器内科部長	循環器内科		
整形外科部長	呼吸器内科		
	外科		
	整形外科		
	泌尿器科		
	小児科		
	眼科		
	薬剤科	薬剤グループ	薬剤、薬の処方
	放射線科	放射線グループ	診療放射線
	検査科	検査グループ	臨床検査
	人工透析科	臨床工学グループ	人工透析、医療機器
	リハビリテーション科	リハビリテーショングループ 視能訓練グループ	リハビリテーション、視能訓練
	栄養科	栄養指導グループ	栄養指導
<b>看護部</b>			
総看護師長	外来看護科	外来グループ	外来看護
外来看護師長	透析看護科	透析グループ 中材手術グループ	人工透析看護、中央材料室
	病棟看護科	病棟グループ	病棟看護
<b>事務局</b>			
事務長	総務課	総務グループ 医事グループ 経営管理グループ	病院運営、医事、施設管理
<b>地域医療連携室</b>			
地域医療連携室長	地域医療連携課	地域医療連携グループ	地域医療連携、患者相談
	在宅支援課	在宅支援グループ	在宅支援、患者相談
<b>医療安全管理室</b>			
医療安全管理室長			

## イ 財政の状況

本町の財政状況は、歳入では平成 22 年度の 119 億 293 万 2 千円から令和 2 年度の 169 億 8,846 万 7 千円と 42.7%増加していますが、新型コロナウイルス感染症対策に係る国庫支出金の大幅な増や役場庁舎改築などによる地方債の大幅な増が主な要因となっております。

一方、歳出では、令和 2 年度の義務的経費は、公債費の減などにより平成 22 年度と比較して 6.5%減少しています。また、投資的経費は 52 億 8,544 万 1 千円（過疎対策事業費計上分を含む）となり、平成 22 年度と比較して 92.4%増加していますが、役場庁舎改築などによる大幅な増が主な要因となっています。

地方債については、令和 2 年度末残高は、110 億 4,199 万 4 千円となっており、平成 22 年度と比較して建設事業の厳選や高利率の町債の借り換えなどから 4.8%減少したものの、役場庁舎改築などの事業実施により増加傾向にあります。

また、財政健全化法に基づく実質公債費比率は、平成 22 年度の 16.3%から令和 2 年度は 7.4%まで減少しています。

今後も、町税などの徴収率向上や受益者負担の適正化により、自主財源の確保に取り組むとともに、事務事業の見直し、事業の選択と集中、職員の適正配置などによるコスト削減に取り組むことで効率的な財政運営の構築を進め、限られた財源の中で、最大の効果を挙げられる財政運営に取り組む必要があります。

表 1－2(1) 市町村財政の状況

(単位:千円)

区分	平成22年度	平成27年度	令和2年度
歳入総額 A	11,902,932	10,417,363	16,988,467
一般財源	7,017,324	7,113,755	7,120,563
国庫支出金	1,090,477	792,376	3,713,341
道支出金	1,696,431	650,479	1,313,560
地方債	630,100	629,302	2,790,843
うち過疎対策事業債	0	218,200	770,600
その他	1,468,600	1,231,451	2,050,160
歳出総額 B	11,783,123	10,338,682	16,855,318
義務的経費	4,104,399	3,652,687	3,838,753
投資的経費	2,747,626	586,554	4,122,718
うち普通建設事業費	2,747,626	548,279	4,122,718
その他	4,931,098	5,255,320	5,676,225
過疎対策事業費	0	844,121	3,217,622
歳入歳出差引額C(A-B)	119,809	78,681	133,149
翌年度へ繰り越すべき財源 D	19,647	161	49,844
実質収支 C-D	100,162	78,520	83,305
財政力指数	0.35	0.35	0.37
公債費負担比率	16.8%	14.2%	10.4%
実質公債費比率	16.3%	9.4%	7.4%
起債制限比率	14.4%	-	-
経常収支比率	80.5%	75.9%	82.1%
将来負担比率	36.6%	-	-
地方債現在高	11,601,033	8,986,506	11,041,994

## ウ 施設整備水準等の現況と動向

本町は、昭和 40～50 年代に人口が急激に増加したことにあわせ、公共施設の整備を積極的に実施してきました。

道路関係では、町道の実延長 486.4km のうち、令和 2 年度末で改良率は 60.6%、舗装率が 54.8%となっています。近年は国道や道道の交通網の整備が進む一方で、町道を短絡ルートとして利用する大型車両の交通量が増加しているため、道路幅員の拡幅を含めた再整備が必要になっています。

学校施設では、小学校 3 校、中学校 2 校で、老朽化が進んでいる状況にありますが、令和 13 年度に義務教育学校の開校を目指し準備を進めていることから、学校施設の再編を見据え、緊急性や必要性を勘案した計画的な修繕・更新に努めています。また、人口の約 9 割が半径約 3 km の市街地中心に集中し、農村地域の人口流出が著しく、地域のコミュニティ活動の中心であった農村地域の小中学校はすべて市街校へ統合されました。

公園については、遊具の老朽化による更新のほか、高齢者の集いの場としての再整備が必要になっています。

農業基盤については、道営畑総事業などにより年次的な整備に努めてきましたが、今後も大規模経営に対応した区画整理をはじめ、気象の変化にも対応すべく暗渠排水の整備などを進める必要があります。

公共施設については、各施設の老朽化が著しく、耐震補強または建て替えの必要に迫られています。

水道については、普及率が令和 2 年度末で 95.4%となっています。漏水の発生や耐震対策などの面から、老朽施設の更新及び基幹管路の耐震化が課題になっています。

下水道については、全道の市町村に先駆けて事業着手し、水洗化率は令和 2 年度末で 95.8%となっていますが、終末処理場や管路など施設全体の更新時期を迎えています。

社会福祉施設としては、特別養護老人ホームや老人保健施設などの入所施設のほか、デイサービスセンター、在宅介護支援センターなどの在宅福祉施設も、各地区拠点を中心に整備されつつありますが、高齢社会の進展に対応するため、一層の機能充実を図る必要があります。

児童福祉施設については、公立保育園が 2 園、私立認定こども園が 2 園、民間の認可外保育園が 1 園整備されており、令和 2 年に私立幼稚園から私立認定こども園に移行したことから 0 歳児の受け入れ拡充されましたが、さらなる子ども・子育て支援の機能充実の重要性が高まっています。

医療施設については、町立病院である国民健康保険病院を整備しておりますが、病院改築時の施設・設備や高度医療機器が更新時期を迎えており、平成 22 年度から年次的な更新事業に着手しています。

表 1 - 2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和元 年度末	令和2 年度末
市 町 村 道						
改良率 (%)	21.6	38.2	53.2	57.9	60.6	60.6
舗装率 (%)	13.3	29.1	46.1	51.7	54.3	54.8
農 道						
延長 (m)	-	-	-	-	-	-
耕地1ha当たり農道延長 (m)	-	-	-	-	-	-
林 道						
延長 (m)	11,092	17,849	27,082	31,018	30,996	30,996
林野1ha当たり林道延長 (m)	0.04	0.06	1.00	1.14	1.16	1.16
水道普及率 (%)	81.7	94.9	94.7	95.1	95.5	95.4
水洗化率 (%)	-	89.6	94.6	96.4	95.9	95.8
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	21.3	16.9	11.8	11.6	13.4	13.7

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本町では、町の最上位計画である総合計画に基づきまちづくりを進め、昭和62年には町政執行100年を迎えました。平成の時代に入ると人口が減少傾向となり、昭和までの人口増に対応した基盤整備中心のまちづくりから、基盤の活用や人づくりを重視するまちづくりへと変わっていき、平成23年度には、まちの憲法とも言われる「美幌町自治基本条例」を制定し、町民主体のまちづくりを進めることを基本としております。

平成26年には「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、止まらない人口減少に歯止めをかけ、地域の活力を高めるべく、地方自治体に更なる取り組みが求められ、本町においても、人口の現状と将来の展望を提示する「美幌町人口ビジョン」と人口減少対策に係る施策の方向性を提示する「美幌版総合戦略」からなる「美幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました（令和7年度より第3期）。

平成28年には「第6期美幌町総合計画（平成28年度～令和8年度）」を策定しました。この計画は、策定における全てのプロセスに町民が主体的に係わるという、町民主体によって策定された計画です。前述の「美幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略」も「第6期美幌町総合計画」の方向性を踏まえながら策定されたものです。

「第6期美幌町総合計画」は、5つの基本目標を設定しております。

今「美幌町過疎地域持続的発展市町村計画」は、町民主体によって策定された「第6期美幌町総合計画」の基本目標に沿って施策を展開し、方向性を明らかにするとともに、本計画の着実な実行を図ります。

#### 基本目標1「人を創り、地域力を高めるまちづくり」

- 交通事故や犯罪、自然災害などから町民の命や生活を守るとともに、情報網や公共交通手段の利便性を高め、超高齢社会でも便利で安心して生活できる環境を創ります。
- 若い世代の力や意見を引き出し、自治会力や地域コミュニティの機能を高め、次の世代を担う人や地域を創ります。
- 性別や年代、立場や職業などに関係なく、美幌町に住む人達が集まったり、交流することができる機会を大切にし、人の輪を創ります。
- 町民と行政がそれぞれの情報を共有し、知恵を出し合う関係を深め、まちづくりの課題を解決して生き抜く「知恵」と「力」のあるまちを創ります。

#### 基本目標2「自然の美しさや暮らしの安心を、みんなで護りあうまちづくり」

- 恵まれた自然環境を次代に引き継いでいくために、自然を大切にする意識や取り組みをまち全体に広めるとともに、環境負荷に配慮した廃棄物の処理やリサイクルを進め、美幌町の環境を護ります。
- 保健・医療・福祉をはじめ、関係機関の連携をより一層深め、町民の心身の健康づくりを積極的に援護します。
- 子育て家族や高齢者、障がい者など、一人ひとりの立場で異なる不安を取り除き、生活を擁護することで、だれもが安心して暮らせる、人にやさしいまちをつくります。
- 身近な地域での支え合い、町民主体のボランティア活動などを支援し、世代の枠を超えたつながりにより、孤独になりやすい人達の生活をお互いに護りあえるまちをつくります。

#### 基本目標3「まちの資源や持ち味を、活力に換えていくまちづくり」

- 基幹産業である農林業を活かし、次の10年を見据えながら産業の裾野を拡大し、経済波及効果や雇用の創出につながる取り組みを積極的に進め、企業が伸びるまちをめざします。
- 美幌町内で起業したいという人を支援するとともに、美幌町内で働いている人達が、生き活きと楽しく働けるまちをめざします。
- 日常の買い物環境がより楽しく、便利に感じられる、活気あるまちづくりをめざします。

- 美しい自然、新鮮な農産物や食、交通の要衝という恵まれた立地など美幌町の特長を観光振興で積極的に活かし、行ってみたいと思われるまちをめざします。
- まち全体の創意工夫により、地域資源を活かした特産品の開発や地産地消の推進、来訪者の滞在促進などを進め、地域経済の循環を活発にし、まちの活力につなげます。

#### 基本目標4「住みやすく、人が集まる基盤をつくるまちづくり」

- 交通の利便性やコンパクトシティである強みをさらに高めるため、中長期的な視点を持ちながら、まちなかに人が集まりやすい環境を整え、にぎわいを再生します。
- ユニバーサルデザインを取り入れた環境整備を進め、年齢や障がいにかかわらず、誰もが住みやすく、人が集まる基盤をつくります。
- 老朽化の進んだ施設や設備については、有効に活用することに努める一方、適切に更新や集約を行い、より管理しやすい体制にしていきます。
- 身近なところで自然やうるおいを感じられる空間や景観を増やすほか、子ども達が安心して自由に集まれる環境をつくります。

#### 基本目標5「夢を育む体験！あたたかい人をつくるまちづくり」

- 子どもの頃から、また、大人になっても、学びや夢を育む体験(チャレンジ)、スポーツ活動、芸術文化活動など豊かな経験を通じて、美幌町を愛する人が育つまちをめざします。
- 「大人が変われば子どもも変わる」という考え方のもと、子どもへの関心をまち全体で高め、子どもの心身の成長を地域で見守り育てます。
- 地域での体験や見学、食育などを通じて美幌町の良さを知る教育を大切にし、学びたくなる学校づくりを進めます。
- 美幌町の自然や歴史、食、産業、施設、豊かな経験を持つ人達などを教育に活かし、子どもからお年寄りまで、楽しく元気に学び活動できる機会を増やします。
- 学びや活動の成果が個々の生きがいや、次代を担うひとを育てる人づくりを目指します。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

本計画では、「第6期美幌町総合計画」に定められたまちの将来像「ひとがつながる、みらいへつなげる ここにしかないまち びほろ」を基本目標とし、地域の持続的発展の実現を目指します。

人口に関する目標

指標名	総合計画策定時		目標:R12
人口	H22	21,575人	18,000人

財政力に関する目標

指標名	総合計画策定時		目標:R12
実質公債費比率	H26	10.0%	11.9%

個別の施策については、前述のとおり総合計画の基本目標に基づき展開することとし、分野毎に目標を設定しています。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の施策は、「第6期美幌町総合計画」の基本目標に沿って展開することとしていることから、総合計画（実施計画）の事務事業評価により、毎年度施策の達成状況及び今後の方向性を確認します。また、「第6期美幌町総合計画」が令和8年度をもって計画期間が終了することから「第7期美幌町総合計画」（令和9年度～令和20年度）の策定を進め、計画内容を本計画にも適宜反映していくこととします。

(7) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設の老朽化が全国的な課題となる中、本町においても過去に整備を進めてきた公共施設の老朽化が進んでいます。町の財政状況に鑑みて、改修に係る費用を全体的に抑制するとともに、平準化することが必要です。また、人口減少・少子高齢化社会を迎え、人口構成の大きな変化に伴う町民ニーズの変化に対応する適正な公共施設の配置を検討していく必要があります。

これらの総合的かつ計画的な管理を実現するため、本町では平成 29 年 3 月に「美幌町公共施設等総合管理計画」を策定し、町の公共施設のあるべき姿(目標)を「ひとがつながる場所(まち)」と決めました。

この目標の実現を目指し、今後の公共施設等の管理に関する基本的な考え方を 3 つにまとめました。

- ① 町民ニーズを的確に把握する
  - ・自治基本条例による町民ニーズの把握
  - ・町民参加による分野別施設計画策定
  - ・総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築
- ② 施設総量の最適化
  - ・人口減少に対応した資産総量の縮減目標(30%集約)
  - ・施設総量の最適化の方策(複合化、多機能化、統合、広域化、廃止)
- ③ 予防保全による長期間の使用継続
  - ・点検・診断等の実施方針
  - ・維持管理・修繕・更新等の実施方針
  - ・安全確保の実施方針
  - ・耐震化の実施方針

今「美幌町過疎地域持続的発展市町村計画」における公共施設等の整備にあたっては、これらの基本的な考え方及び個別施設計画における方針との整合を図り、着実な実行を目指します。

## 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

### (1) 現況と問題点

#### ア 移住・定住・地域間交流、人材育成

移住・定住については、近年、地方移住のニーズが高まっていることや、令和3年度から運用を開始した移住定住情報サイトの効果もあり、移住相談件数は増加傾向にあります。

移住を希望する方が町の生活を一定の期間にわたり体験できるよう、移住体験「ちょっと暮らし」を展開しています。

体験施設は、平成27年度より供用開始となった町営の移住体験住宅、令和3年度より民間移住体験住宅による受け入れも開始し、短期・長期の幅広い「移住体験」のニーズに対応できる体制になりました。

今後は、移住相談、移住体験や地域との交流を通じた「完全移住」あるいは「二地域居住」につなげるため、移住までのサポート体制の構築が課題となっています。国際交流については、友好姉妹都市ケンブリッジ（ニュージーランド）との交流が主であり、美幌高校及び町外高校に通学する生徒のケンブリッジ高校への交換留学を行い、学校や生徒による相互交流を行っていますが、ケンブリッジからの留学生をホームステイで受け入れるボランティアが少ない状況です。このため、ホームステイや通訳等のボランティア協力が得られるよう、町民に広く周知や理解を求める必要があります。

国内交流については、観光イベントや物産展などのイベントを通じて地域や団体等との交流の推進を図るとともに、道外からの農業体験などの修学旅行生の受け入れなどを通じ、地元高校との交流を推進しています。

人材育成については、人口減少等を背景とした地域の過疎化が急速に進み、各分野における課題解決のための担い手（人材）不足が懸念され、町の将来を担う人材の確保・育成がより一層重要なものとなっています。

### (2) その対策

#### ア 移住・定住・地域間交流、人材育成

- ① 転職なき移住者をはじめ、多様化する働き方に対応し、移住相談や美幌町に関わりのある企業、町民などの多様な主体による交流を通じたコミュニティの活性化と住定住を促進するため、テレワークスペースを備えた移住相談拠点施設「WorkingSpace KITEN（ワーキングスペース キテン）」（以下、「KITEN」という。）を令和4年度に整備し、移住定住情報サイトをはじめとしたプロモーション、移住体験住宅の利用を通じた生活体験により、完全移住へと段階的な取り組みを実施する。また、KITENを活用したワーケーションやサテライトオフィス利用を通じた関係人口・協働人口の創設を図ります。さらに町内の担い手不足解消や地元企業の活性化を図るため、オホーツク管内以外か

らの移住者を対象とした町独自の支援制度を創設し、UIJ ターン希望者の移住促進も実施していきます。

- ② 国際化や地域活性化への対応可能な人材を育成するため、友好姉妹都市ケンブリッジへの留学事業を中心に、将来を担う生徒による交流事業の充実や支援を継続展開していきます。
- ③ 地域おこし協力隊については、平成 30 年度からこれまでの間、移住定住や観光分野、公共交通分野において受け入れを行っていますが、引き続き本制度を活用した、地域課題の解決と地域の持続的発展のための人材の確保及び任期終了後の起業や事業承継支援を通じた定住促進や地域活性化を図ります。また、各種事業推進のため、地域おこし協力隊以外の外部人材派遣制度など、国の支援制度の活用も検討します。
- ④ 介護人材や新規就農者をはじめ、各分野において、関係機関と連携しながら、地域の人材確保・育成に努めます。

指標名	総合計画策定時		前期実績:H30	中期実績:R4	後期目標:R12
友好姉妹都市との交流機会回数	H26	2回	1回	1回	4回
新規就農者数 (新規農業従事者含む)	H26	3人	4人	3人	5人
起業家件数	H26	0件	14件	20件	22件

(3) 計画 次のとおり

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1移住・定住・ 地域間交流 の促進、人 材育成	(4)過疎地域持続 的発展特別事業 移住・定住	移住・定住促進事業  特設サイトをはじめとしたプロモーション、移住相談拠点施設「KITEN」及び移住体験住宅の利用を通じた生活体験により、移住相談から生活体験、完全移住へと段階的な取組を実施する。また、KITENを活用したワーケーションやサテライトオフィス利用を通じた関係人口・協働人口の創出を図る。	町	定住自立圏 関連事業
	地域間交流	国際交流事業  友好姉妹都市ケンブリッジとの間で、ケンブリッジ高校と美幌高校、町外高校へ通学する生徒との短期交換留学や訪問団との交流を通じて、国際交流を推進する。	町	
	人材育成	地域おこし協力隊事業  地域おこし協力隊員を採用し、地域協力活動による地域活性化支援と隊員の定住を図ることで、協力隊・地域(関係諸団体等)・美幌町の三方良しの取組を推進する。	町	
		福祉担い手育成推進事業  資格取得等に係る経費の一部や町外から転入し町内の介護事業所に勤める方に住宅準備費用を支援する。 また、国内の担い手不足から介護事業所において外国人介護職員を確保した場合に採用等に係る経費を助成し、町内の介護人材の確保及び資質の向上と定着の促進を図る。	町	
		医療従事者就業支援等補助事業  医療従事者に対し、町内の医療機関などに就職した場合に、住宅の準備に要する費用及び就業の支援に要する費用を補助することにより、医療従事者不足の解消や、医療の安定的な確保を図る。	町	定住自立圏 関連事業
		新規就農者等支援事業  新規農業従事者や新規就農者に対し、農作業機械の購入や資格取得に係る助成を行い、担い手の確保を図り本町農業の持続的発展を図る。	町 ・ その他	定住自立圏 関連事業
		みらい農業センター管理運営事業  経営能力の優れた新たな農業の担い手を育成するため、新規就農者の受入及び研修や対象者に対する補助を行う。また、修学旅行生等を対象に美幌版農村ツーリズム事業を展開するなど、農業振興の推進を図る。	町 ・ その他	

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1移住・定住・ 地域間交流 の促進、人 材育成	(4)過疎地域持続 的発展特別事業 人材育成	森林経営管理事業  森林経営管理法に基づき、森林経営管理、森林整備、人材育成・担い手確保、木材利用の普及啓発を推進する。	町	
		起業家支援事業  町内で起業する事業者に対し、起業に必要な経費の一部を補助することにより、新たな雇用を創出するとともに、地域経済の振興を図る。	町	定住自立圏 関連事業
		事業承継支援事業  事業承継に係る国の補助金に、町が独自の上乗せ補助を行い、町内事業者の事業承継の促進、事業の継続化及び雇用の安定を図る。	町	
		観光団体等連携強化事業  美幌観光物産協会との連携を強化し、美幌町の特色を活かした魅力ある観光地づくりを実施するとともに、広域的な連携も視野に入れながら観光及び物産の振興を図る。	町 ・ その他	定住自立圏 関連事業
		教育推進事業  まちづくりに参画する青少年、成人、高齢者等の学習機会を増やすことで、新しい発想による活動、自主性、自発性の高揚を促し、生活力の向上や地域活動への参画を図る。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

美幌町公共施設等総合管理計画の基本的な考え方に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

### 3 産業の振興

#### (1) 現況と問題点

##### ア 農業

本町の基幹産業は農業であり、その中でも畑作3品の小麦、甜菜、馬鈴薯が中心作物としてその多くを占めています。

農家数の減少や後継者不足などの問題により、農業の中核となる若手農業従事者や農業生産法人の育成・確保、経営継承方式による新規就農者などの担い手の確保やパートナー対策が重要です。また、農業体験実習生の受入を始め、農業担い手対策協議会や関係機関・団体と連携を図り、農業青年と女性との出会いの場を積極的に設けることも必要です。さらに、女性農業者も重要な担い手として農業経営に参画できるよう、家族経営協定の推進を図るとともに、経営管理や技術習得などの女性農業者を対象とした研修会を開催して、積極的な経営参加を促すことが必要です。

また、有害鳥獣による農作物被害が増加しており、特にエゾシカによる食害が深刻になっていることから、防護柵の維持管理に努めるとともに、駆除の実施隊員となる新たなハンターの育成が必要です。

農業が持続的に発展していくためには、環境に配慮した対策が求められており、堆肥など有機物を活用した土づくりの推進や土壌診断に基づく適量施肥、化学肥料や農薬の使用抑制などクリーン農業への積極的な取組が必要です。

高収益型新規作物を導入した複合経営やスマート農業技術の導入など、生産性の向上や省力化を図る取り組みが必要です。また、農業経営の改善と所得向上を図るため、地域の特色ある農産物を活かした、生産・加工・販売を一体的に行う農業の6次産業化などの取組が必要です。

畜産経営を行う農業者は減少傾向にあり、輸入畜産物の増加、輸入飼料や燃料、生産資材等の価格の高騰などにより、経営環境はこれまでもまして厳しい状況にあります。こうした状況に対応していくためには、防疫体制の充実・強化による消費者から信頼される安全・安心な畜産物の生産を推進し、作業の効率化などのコスト低減により経営体質の強化が必要です。今後も、拘束性の高い酪農従事者の労働力の軽減と、休暇・余暇に向けた酪農ヘルパー事業の取組が必要です。

美幌峠牧場については、民間事業者による牧場運営を行っており、引き続き、有効活用と維持管理に努め、生産者の労働力の軽減や自給飼料活用による生産コストの低減への取り組みが必要です。

生産性の高い農業基盤を確立するには、効率的かつ安定的な優良農地の確保が最大の基本であり、そのためには、環境との調和に配慮しながら、基盤整備や地力増強に向けた取り組みを進めていくことが必要です。

## イ 林業

林業の担い手不足と高齢化による林業労働者の減少や、木材価格の変動など林業を取り巻く環境は厳しい状況であります。本町では林業従事者及び製材業従事者の就業の推進を図り、安定的な森林整備を推進することを目的として、就業者に対し支援金を支給するなどの支援策を講じております。また、林家による林業グループの育成や木材業界による協同組合化を行ない、今後とも組織強化や効率化を図る必要があります。

森林の公益的機能の発揮や資源としての価格を高め利活用するために、計画的な森林管理が必要です。また、国際認証である FSC®森林認証を推進し、今後とも、環境に配慮した木材・木製品の付加価値の向上を図り、消費者に対し環境材としての理解と利用を促進していく必要があります。

加えて近年、木育が注目されており、木とふれあえる環境づくりも必要です。

環境意識の向上により森林づくりに参画する機会が増えていることから、木質バイオマスの利用促進を図るとともに、木質エネルギー利用（ボイラー・ストーブ・発電等）の普及など、ゼロカーボンシティ実現に向けた取り組みが必要です。

## ウ 地場産業

本町では、農産物等を用いた地域資源活用型の工業が発展するなど、地域資源の活用がみられますが、「美幌町の特産品」としてのイメージが薄いのが現状です。地域のイメージを高め、地域の経済にも品質の高い農畜産物、高い日照率や良質で豊かな水資源など、地域の特性を活かした特産品を開発し、本町全体のイメージアップに繋げる必要があります。地元特産品のPRや地域活性化を推進しています。また、販路については物産に係る団体、生産者や販売者との連携により、町外、道外に工夫を凝らし取り組んでいます。今後は、それぞれの団体との連携や、美幌観光物産協会を中心とした販路拡大が求められています。

## エ 企業誘致

企業誘致に関しては、経済的及び社会的情勢などにより企業進出数が伸び悩んでいます。一方、新規の企業件数は増加傾向にあります。今後も災害の少なさ、交通アクセスの利便性など本町の特性を全面的にPRした誘致活動と起業家支援制度の更なる周知を図っていく必要があります。

## オ 商業

本町の商業は、その交通の利便性の良さから近隣市町の商業圏となっております。しかし、北見市などへの購買客流出や町内における大型店舗の進出などに

より、既存商店の経営環境は厳しい状況です。サービスなどソフト面の向上により地域に密着した店舗として魅力を高めるよう促進していくことが必要です。

町内における消費の拡大を促進するために「スマッピーカード」による“ポイント制”や“プレミアムチャージ事業”を行っていますが、加盟店の増加など利用しやすい環境の整備により、さらなる消費の拡大につなげるのが課題となっています。

町内には4つの商店街があり中心市街地が形成されていますが、大規模小売店舗の進出や町外への消費流出等により、中心市街地の空洞化が進んでいる状況にあります。

今後は、空き店舗の利用促進による活性化や地元住民に密着したサービスの展開などにより、中心市街地の整備改善と商業の活性化を一体的に進め、魅力ある中心市街地づくりを進めていく必要があります。

研修活動への参加支援や商工会議所による経営相談及び経営指導など、地元企業の育成を図っていますが、今後も、地元企業を支えていくことが必要です。

#### カ 観光又はレクリエーション

本町の観光資源の核となる美幌峠の入込客数は年々減少傾向にありましたが、令和3年度からは回復の兆しが見えてきています。

令和4年度においては、商工会議所が1階フロアの大幅リニューアルを実施するとともに、町においてもレストハウス2階スペースに情報発信コーナーを新設するなどの整備を行いました。

また、令和4年度に阿寒摩周国立公園の周辺自治体と共同でゼロカーボンパークに登録されたことから、自然環境に配慮した脱炭素な取り組み等によりゼロカーボン観光を推進します。

さらに、令和6年度には屈斜路カルデラトレイルが開通し、地域の自然や景観を活かした新たな観光資源として活用が始まりました。トレイルの活用を通じて滞在時間の延長や周遊観光の推進を図ります。

これらの取り組みにより、美幌峠の魅力を発信し誘客を図りながら、いかに街なかへ誘導するかの仕組みづくりが課題となっています。

みどりの村については、令和6年度から令和8年度までの期間に滞在型観光の拠点として再整備を行い、更なる観光誘客と交流人口、関係人口の増加を図ります。今後は、地域における観光消費額の向上を図り、地域経済や地域産業の活性化につなげていく必要があります。

また、「峠の湯びほろ」などの既存施設については、老朽化が著しい状況にありますので今後の施設の在り方を含め検討していくことが必要です。

(2) その対策

ア 農業

- ① 将来にわたり持続可能な地域農業を発展させ、安定した農業を展開するために、農業農村を支える意欲と能力のある優れた担い手の育成と確保に努めます。
- ② 効率的かつ安定的な農業を展開するには優良農地の確保が最大の基本です。近年多く発生する局地的な豪雨や長雨、降雹などの異常気象による農業災害被害の未然防止のための農業生産基盤整備や農業生産物の生産性や収益性を高めるための、適量施肥や輪作体系の維持、緑肥作物の導入、堆肥の投入による地力増進に向けた取り組みを引き続き進めます。
- ③ 有害鳥獣による被害の増大は農業者の営農意欲の衰退や農業所得の減少を招くことから、エゾシカ侵入防止柵の維持管理や、鳥獣被害対策実施隊員による駆除を実施し、農作物被害の軽減に努めます。

指標名	総合計画策定時		前期実績:H30	中期実績:R4	後期目標:R12
	H20~H26 (7中5年*)				
農畜産物販売実績額		9,747 百万円	11,185 百万円	12,755 百万円	10,000 百万円
新規就農者数 (新規農業従事者含む)	H26	3 人	4 人	3 人	5 人

※7中5年：7年の内の5か年の平均

イ 林業

- ① 国際認証であるFSC®森林認証を活用し、環境に配慮した持続的な森林整備や林家の経営安定や付加価値向上に努めます。
- ② 森林の多面的機能を有効的に活用して、町民による「森づくりの場・木とふれあう場」の充実と木質バイオマスの資源活用に努めます。

指標名	総合計画策定時		前期実績:H30	中期実績:R4	後期目標:R12
	H26				
町内における認証材の出荷量		3,756m <sup>3</sup>	5,855m <sup>3</sup>	6,650m <sup>3</sup>	6,000m <sup>3</sup>

ウ 地場産業

- ① 本町の地域資源を活用した特産品開発や販路開拓等を促進し、地域特産品の付加価値の向上及び事業活動の活性化を図ります。

指標名	総合計画策定時		前期実績:H30	中期実績:R4	後期目標:R12
新たな特産品などの開発支援 件数(累計)	H26	1件	2件	13件	21件

エ 企業誘致

- ① 産業の創出と企業の誘致、新規起業者の支援などにより雇用の創出を促進し、地域経済の活性化を図ります。

指標名	総合計画策定時		前期実績:H30	中期実績:R4	後期目標:R12
町内に進出した企業数 (指定管理者等含む)	H26	0社	0社	2社	4社

オ 商業

- ① 産業の創出と企業の誘致、新規起業者の支援などにより雇用の創出を促進し、地域経済の活性化を図ります。(再掲)
- ② 経営相談及び経営指導の強化などにより、地元企業の育成を図ります。
- ③ 商店の経営基盤の強化やサービス向上など、町民の生活を支える商業の振興を促進します。
- ④ 平成16年に策定した「中心市街地活性化基本計画」についての検証及び事業の再検討を行い、現在までの各取り組みの必要性や緊急性、集客施設の整備などの新たに取り組むべき課題を関係機関・団体等と協議し、中心市街地活性化事業を進めます。
- ⑤ 空き店舗の活用促進の強化を図るとともに、スマッピーカードの利用促進の取り組みを継続し、中心市街地の活性化を図ります。
- ⑥ 地元企業の育成と第1次産業などの他産業との連携により、経営の安定化を図ります。

指標名	総合計画策定時		前期実績:H30	中期実績:R4	後期目標:R12
起業家件数	H26	0件	14件	20件	32件

## カ 観光

- ① 観光資源の維持・開発・向上に努め、持続可能な体験型・滞留型及び滞在型観光を推進します。
- ② 農業や商業など、他分野との連携により裾野の広い観光を展開し、地元産業の活性化を図ります。
- ③ 美幌峠から「みどりの村」までの観光資源を点から線、さらには線から面として展開する観光を推進するとともに、美幌峠に集中している観光客の「街なか」への誘導を促進し、地域経済の活性化を図ります。
- ④ 老朽化が著しい「峠の湯びほろ」については、修繕計画を策定し計画的な修繕を実施することにより施設の長寿命化に努め、今後のあり方について検討します。また、指定管理者と連携を密にしながら、遊休箇所の有効利活用に努めます。
- ⑤ 観光分野における地域おこし協力隊及び元協力隊を中心に人材育成を進めます。

指標名	総合計画策定時		前期実績:H30	中期実績:R4	後期目標:R12
観光入込客数	H26	765,530 人	730,000 人	600,000 人	700,000 人

(3) 計画 次のとおり

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2産業の振興	(1)基盤整備 農業	田中第2地区道営土地改良事業 農業生産性の向上及び経営の安定化を図るため、 農地の基盤整備を行う。 区画整理 429.6ha 暗渠排水 192.7ha 客土 33.2ha	道	
		田中第3地区道営土地改良事業 農業生産性の向上及び経営の安定化を図るため、 農地の基盤整備を行う。 区画整理 321.3ha 暗渠排水 96.1ha 客土 46.4ha	道	
		中央美和地区道営土地改良事業 農業生産性の向上及び経営の安定化を図るため、 農地の基盤整備を行う。 区画整理 147.0ha 暗渠排水 29.0ha 客土 28.5ha 農業用排水施設 377.5ha	道	
		中央野崎地区道営土地改良事業 農業生産性の向上及び経営の安定化を図るため、 農地の基盤整備を行う。 区画整理 149.3ha 暗渠排水 52.1ha 客土 21.6ha 農業用排水施設 380.5ha	道	
		稲都福梅第2地区道営土地改良事業 農業生産性の向上及び経営の安定化を図るため、 農地の基盤整備を行う。 区画整理 318.5ha 暗渠排水 69.0ha 客土 27.7ha 農業用道路 126.8ha	道	
		美幌美高地区道営土地改良事業 農業生産性の向上及び経営の安定化を図るため、 農地の基盤整備を行う。 区画整理 135.8ha 暗渠排水 77.8ha 客土 64.0ha	道	
		中央豊幌地区道営土地改良事業 農業生産性の向上及び経営の安定化を図るため、 農地の基盤整備を行う。 区画整理 208.2ha 暗渠排水 96.1ha 客土 449.0ha	道	

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2産業の振興	(1)基盤整備 林業	豊かな森づくり推進事業	町	
		森林経営管理事業	町	
		町有林造成及び管理推進事業	町	
	(10)過疎地域持 続的発展特別事 業 第1次産業	営農用水施設維持管理事業  老朽化している施設の整備及び維持補修を行い、農 業振興の促進を図る。	町	
		農業情報提供事業  気象情報配信システムの維持補修を行うことにより、 農業の推進を図る。	町	
		新規就農者等支援事業  新規農業従事者や新規就農者に対し、農作業機械 の購入や資格取得に係る助成を行い、担い手の確保 を図り本町農業の持続的発展を図る。	町 ・ その他	
		みらい農業センター管理運営事業  経営能力の優れた新たな農業の担い手を育成する ため、新規就農者の受入及び研修や対象者に対する 補助を行う。 修学旅行生等を対象に美幌版農村ツーリズム事業 を展開するなど、農業振興の推進を図る。	町 ・ その他	
		有害鳥獣対策事業  エゾシカによる農作物被害を防止するために設置し たシカ柵の維持補修や、エゾシカの個体数の調整を行 い、農作物被害の減少を図る。 野生鳥獣の保護管理や、有害鳥獣(カラス、ヒグマ、 キツネ等)の駆除及び駆除の的確な指導を行う。	町	定住自立圏 関連事業
		環境保全型農業直接支援対策事業  環境温暖化防止や生物多様性保全等に取り組む農 業者団体等に対して、追加的なコストを支援し、農業 分野の有する環境保全機能を発展させる。	町	
		乳用牛・肉用牛振興推進事業  畜産団体の経費と乳用牛に対する性判別凍結精液 の購入代金の一部や繁殖牛の購入代金の一部を補 助することにより、畜産経営の安定対策の適切な推進 と畜産振興を図る。	町	
		美幌峠牧場管理運営事業  公共牧場としての機能を維持するため、美幌峠牧場 の管理運営を行う。	町	

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2産業の振興	(10)過疎地域持 続的発展特別事 業 第1次産業	田中第2地区道営土地改良事業 農業生産性の向上及び経営の安定化を図るため、 農地の基盤整備を行う。 区画整理 429.6ha 暗渠排水 192.7ha 客土 33.2ha	道	
		田中第3地区道営土地改良事業 農業生産性の向上及び経営の安定化を図るため、 農地の基盤整備を行う。 区画整理 321.3ha 暗渠排水 96.1ha 客土 46.4ha	道	
		中央美和地区道営土地改良事業 農業生産性の向上及び経営の安定化を図るため、 農地の基盤整備を行う。 区画整理 147.0ha 暗渠排水 29.0ha 客土 28.5ha 農業用排水施設 377.5ha	道	
		中央野崎地区道営土地改良事業 農業生産性の向上及び経営の安定化を図るため、 農地の基盤整備を行う。 区画整理 149.3ha 暗渠排水 52.1ha 客土 21.6ha 農業用排水施設 380.5ha	道	
		稲都福梅第2地区道営土地改良事業 農業生産性の向上及び経営の安定化を図るため、 農地の基盤整備を行う。 区画整理 318.5ha 暗渠排水 69.0ha 客土 27.7ha 農業用道路 126.8ha	道	
		美幌美高地区道営土地改良事業 農業生産性の向上及び経営の安定化を図るため、 農地の基盤整備を行う。 区画整理 135.8ha 暗渠排水 77.8ha 客土 64.0ha	道	
		中央豊幌地区道営土地改良事業 農業生産性の向上及び経営の安定化を図るため、 農地の基盤整備を行う。 区画整理 208.2ha 暗渠排水 96.1ha 客土 449.0ha	道	

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2産業の振興	(10)過疎地域持 続的発展特別事 業 第1次産業	基幹水利施設管理事業  国営かんがい排水事業で造成されたかんがい施設及び本郷排水機場の維持管理を適正に実施することにより、農業生産性の向上と農業経営の安定を図る。	町	
		多面的機能支払事業  農産物の供給の機能以外の多面的な機能を発揮するため地域で行う共同活動の支援を行う。	町	
		木質ペレットストーブ購入促進事業  「美幌発低炭素な町づくり」「美幌町新エネルギービジョン」に基づき、化石燃料の代替によるCO2排出削減及び木質バイオマスエネルギー推進のため、木質ペレットストーブの利用促進を図る。	町	
		エコハウス補修事業  施設の老朽化に伴い、補修等を行う。	町	
		林業館管理事業  美幌林業館きてらすの維持管理及び林業館を通して木育活動の推進を図る。	町	
		地場産材利用促進事業  美幌町産FSC®森林認証材を使用した木製品の開発を行い、町産材の利用促進及び付加価値向上を図る。	町	
		森林経営管理事業  森林経営管理法に基づき、森林経営管理、森林整備、人材育成・担い手確保、木材利用の普及啓発を推進する。	町	
	商工業・6次産 業化	プレミアム商品券発行事業  消費拡大に伴う町内経済の活性化を目的としてプレミアム商品券を発券し、ポイントカードシステムによる消費者へのサービス提供を行う。	町・ その他	定住自立圏 関連事業
		店舗リフォーム促進支援事業  店舗リフォームに要する経費の一部を補助することにより、集客力の強化、経営の安定化、店舗機能の向上を図るとともに、地域経済の活性化を図る。	町	定住自立圏 関連事業

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2産業の振興	(10)過疎地域持 続的発展特別事 業 商工業・6次産 業化	起業家支援事業  町内で起業する事業者に対し、起業に必要な経費の一部を補助することにより、新たな雇用を創出するとともに、地域経済の振興を図る。	町	定住自立圏 関連事業
		空き店舗活用促進事業  空き店舗を活用して新規起業家支援、チャレンジショップ等を行い、街なかに賑わいや活力を創出し、消費者の利便性向上や快適な環境を形成する。	町	定住自立圏 関連事業
		事業承継支援事業  事業承継に係る国の補助金に、町が独自の上乗せ補助を行い、町内事業者の事業承継の促進、事業の継続化及び雇用の安定を図る。	町	
	観光	みどりの村維持管理事業  みどりの村の各施設の老朽化に伴い、年次的に補修を行い、利用者の安全確保及びサービスの向上を図る。	町 ・ 公社	
	観光団体等連携強化事業  美幌観光物産協会との連携を強化し、美幌町の特色を活かした魅力ある観光地づくりを実施するとともに、広域的な連携も視野に入れながら観光及び物産の振興を図る。	町 ・ その他	定住自立圏 関連事業	
	地域特産品販路拡大事業  町産品を使った商品開発や販路拡大を図ることで、観光振興、企業規模拡大を通じた雇用拡大を図る。	町	定住自立圏 関連事業	
	ターミナル物産センター管理運営事業  ターミナル物産センターの管理運営を行い、物産館・案内所の利便性向上により観光拠点としての強化を図る。	町	定住自立圏 関連事業	
	交流促進センター施設補修事業  施設の老朽化に伴う補修等を年次的に行い、利用者に安全かつ快適な施設利用を提供するとともに、入浴者の増加及び経営の健全化を図る。	町	定住自立圏 関連事業	
	その他	住宅リフォーム促進事業  住宅改修に要する費用の一部を補助することにより、安心な居住環境の整備を促進し、環境負荷の低減及び地域経済の活性化を図る。	町 ・ その他	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

本町における産業振興促進区域及び同区域において振興すべき業種は、次のとおりとします。なお、産業振興の促進にあたっては、関係団体や周辺市町村等との連携を図ります。

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
美幌町全域	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)及び(3)のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

美幌町公共施設等総合管理計画の基本的な考え方にに基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

#### 4 地域における情報化

##### (1) 現況と問題点

###### ア 地域の情報化

電子申請等の活用状況は、イベント等の申し込みに活用するケースが増え、利用件数も増加しています。スマートフォンなど情報通信機器の普及により、更なる活用が見込まれるため、令和6年度には町ホームページのリニューアルを行いスマートフォン対応となり、更なる活用方法についても検討を進める必要があります。

##### (2) その対策

###### ア 地域の情報化

- ① 電子申請システム等による利便性の向上については、新たな活用方法も含め検討します。SNS等の導入活用方法について検討します。

指標名	総合計画策定時		前期実績:H30	中期実績:R4	後期目標:R12
オンライン申請・届出件数	H25	12,602件	13,000件	25,500件	26,000件

##### (3) 計画 次のとおり

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3地域におけ る情報化	(2)過疎地域持続 的発展特別事業 情報化	広報推進事業  ホームページやSNS、地デジ広報などを運用し、幅広い世代により多くの情報を発信し、情報発信力の強化を図る。	町	

##### (4) 公共施設等総合関係計画等との整合

美幌町公共施設等総合管理計画の基本的な考え方に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

## 5 交通施設の整備、交通手段の確保

### (1) 現況と問題点

#### ア 道路網の整備

美幌町は、国道4本、道道6本が交わる道東の交通の要衝ですが、複雑に交差しており、町外の方などには、公共施設等がわかりにくい道路網となっています。また街路についても、時代的な背景から街路樹のあり方など住民合意の必要性が問われており、道路網について再度検討を図り、整備をすすめることが課題としてあげられます。

既存の国道、道道、町道については、路線整備や維持管理に要する費用が嵩み、住民要望を満たしていない状況であり、予算・財源の確保の問題だけでなく、手法の見直しや優先順位付け、より効果のある整備・維持管理を進めることが必要です。

一斉除雪は、10cm以上の降雪がある場合に行います。市街地区の除雪は、車道を町と業務委託している民間7社、歩道を町と業務委託している民間2社で行っています。郊外地区は町が行っており、除雪延長は市街地区が113km、郊外地区が266km、合計で379kmとなっています。

平成30年度に実施したまちづくりアンケート調査の結果において、「除排雪の体制」は満足度が低く、重要度が高い結果となっています。これは、爆弾低気圧による大雪への対応や、除雪後の置き雪が一因となっています。また、今後、人口減少・高齢化により、「たすけあいチーム」の担い手不足や間口除雪希望者の増加が見込まれており、その対応が急務とされています。

#### イ 公共交通

本町における公共交通は、JR石北本線の鉄道をはじめ、北見・津別を繋ぐ路線バスや町内を移動するための市街地路線バス、令和5年度より本格運用をしているデマンドバス、町内農村地区から中心市街地への乗合タクシーや混乗スクールバスなど地域住民の足として利用されていますが、利用者が年々減少しています。

このような状況を踏まえ、令和4年1月に美幌町地域公共交通計画を策定し、計画に沿った公共交通の利便性の向上、利用者の増により、公共交通を維持・確保していくことが必要です。

女満別空港整備・利用促進協議会の活動として、関西地域誘客や東京(羽田)線利用促進事業(プロモーション)を他の市町村と協力しながら実施しています。さらにLCC(格安航空会社)路線については「成田国際空港線、関西国際空港線」の就航が実現したことから、路線の定着に取り組んでいます。また、北海道内7空港の運営を「北海道エアポート(株)」が行っており、「女満別空

港の運営に関する協議会」が設立され、道東エリアの周遊観光受入環境整備が図られています。

しかし、女満別空港からの2次交通など広域で取り組まなければならない課題が多いことから、近隣自治体と連携を強化して進めていきます。

## (2) その対策

### ア 道路網の整備

- ① 交通の要衝としての機能性や利便性をより高めるために、一般国道、高規格幹線道路及び道道の整備を国・北海道の動向を的確に把握した上で要請します。国道・道道に接続する幹線町道整備の促進と維持修繕を計画的に行い、安心・安全な車両及び歩行者の通行を確保します。
- ② 景観やまちなみ環境の向上のため、街路樹の維持管理方針や特色のある街路の再構築について検討を行います。
- ③ 都市計画マスタープランの見直し及び立地適正化計画策定に併せて、都市計画道路の見直しを検討し、将来を見据えた街づくりと調和のとれた道路網の整備を図っていきます。
- ④ 交通の円滑化と安全確保のため、道路情報を踏まえた除排雪体制の強化など交通環境の整備を図ります。計画的な除雪車両の充実や機能向上と砂などの滑り止め散布によって安全な冬期交通網の充実に努め、さらには地域住民の理解と協力を得ながら効率的・効果的な除排雪を行い冬期間の安心で安全な生活環境を確保します。
- ⑤ 国道、道道の除排雪体制についても、計画的かつ速やかな対応を関係機関に要望していきます。

指標名	総合計画策定時		前期実績:H30	中期実績:R4	後期目標:R12
	年度	達成率			
都市計画区域内町道の舗装化率	H26	95.98%	96.0%	96.9%	96.9%
除雪延長距離(歩道含む)	H26	437 km	437 km	434 km	434 km

## イ 公共交通

- ① 町民、地域からの要望を把握・検討し、関係機関と連携を図りながら効率的な公共交通の運行や利便性の向上を図ることで、利用促進に向けた取組を進め、地域住民の足の確保のため公共交通の確保維持に努めます。
- ② 観光・ビジネスの観点からも重要な位置づけである航空機（「空の公共交通」）の利便性向上を図るため、女満別空港へのアクセスの充実や航空路線の拡大及び定着に努めます。

指標名	総合計画策定時		前期実績:H30	中期実績:R4	後期目標:R12
バス利用者数 (市内循環線、美幌高校線、 乗合タクシー)	H26	33,968 人	35,374 人	37,000 人	37,000 人

(3) 計画 次のとおり

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4交通施設の 整備、交通 手段の確保	(1)市町村道 道路	交通安全施設整備事業	町	
		町道第104号道路整備事業 道路改良・舗装 L=180m	町	
		町道第106号道路整備事業 道路改良・舗装 L=140m	町	
		町道第101号道路整備事業 実施設計・道路改良・舗装 L=400m	町	
		町道第113・301号道路整備事業 道路改良・舗装 L=270m	町	
		町道第124号道路整備事業 道路改良・舗装 L=130m	町	
		町道第213号道路整備事業 道路改良・舗装 L=180m	町	
		町道第252・280号道路整備事業 道路改良・舗装 L=130m	町	
		町道第280・282号道路整備事業 基本設計・実施設計・道路改良・舗装 L=800m	町	
		町道第319号道路整備事業 道路改良・舗装 L=330m	町	
		町道第404号道路整備事業 道路改良・舗装 L=110m	町	
		町道第405号道路整備事業 道路改良・舗装 L=280m	町	
		町道第406号道路整備事業 道路改良・舗装 L=110m	町	
		町道第407号道路整備事業 道路改良・舗装 L=110m	町	

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4交通施設の 整備、交通 手段の確保	(1)市町村道 道路	町道第420号道路整備事業 道路改良・舗装 L=180m	町	
		町道第446号道路整備事業 道路改良・舗装 L=180m	町	
		町道第505・509号道路整備事業 道路改良・舗装 L=240m	町	
		町道第603号道路整備事業 道路改良・舗装 L=180m	町	
		町道第605号道路整備事業 道路改良・舗装 L=250m	町	
		町道第631号道路整備事業 道路改良・舗装 L=160m	町	
		町道第701号道路整備事業 道路改良・舗装 L=180m	町	
		町道第8号道路歩道整備事業 歩道整備 L=560m	町	
		町道第9号道路歩道整備事業 歩道整備 L=260m	町	
	(1)市町村道 橋りょう	第47号橋長寿命化事業 橋梁工事 L=13.4m、W=7.0m	町	
		福住橋長寿命化事業 実施設計・橋梁工事 L=47.1m、W=6.5m	町	
		美女橋長寿命化事業 実施設計・橋梁工事 L=13.6m、W=6.5m	町	

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4交通施設の 整備、交通 手段の確保	(1)市町村道 橋りょう	ペウレブナイ2号橋長寿命化事業 実施設計・橋梁工事 L=12.3m、W=6.5m	町	
		巴橋長寿命化事業 実施設計 L=41.3m、W=3m	町	
		錦橋長寿命化事業 実施設計 L=205.85m、W=1.8m	町	
	(6)自動車等 自動車 雪上車	多目的バス等更新整備事業	町	
		除雪車両整備事業	町	
	(9)過疎地域持続 的発展特別事業 公共交通  その他	公共交通維持確保改善事業  路線バスや乗合タクシーを支援することにより路線を維持・確保するとともに、北海道全体で北海道鉄道に対する支援を行い、路線維持を図る。 また、美幌町地域公共交通活性化協議会を開催し、地域公共交通計画に基づき公共交通の充実を図る。	町・ その他	定住自立圏 関連事業
		道路維持管理事業  自動車や歩行者等の安全を確保し、住民の生活を守るための町道維持管理を行う。	町	
		農村部除雪協力体制強化事業  農村部の学校登下校路線、集乳路線を確保するため、冬期除雪を行う。	町	
		堤内排水対策事業  大雨などによる河川の増水により、住宅等へ水害が及ばないよう各樋門に排水ポンプを設置し監視体制を整える。	町	
		河川補修事業  樋門管理、河川や排水路の維持管理、河川浚渫を実施することにより、河川の氾濫被害を軽減し、沿線住民が安心して暮らせる環境づくりを図る。	町	

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4交通施設の 整備、交通 手段の確保	(9)過疎地域持続 的発展特別事業 その他	町道第8号道路補修事業 オーバーレイ L=995m	町	
		町道第9号道路補修事業 オーバーレイ L=579m	町	
		町道第11号道路補修事業 オーバーレイ L=540m	町	
		町道第19号道路補修事業 オーバーレイ L=850m	町	
		町道第31号道路補修事業 オーバーレイ L=2,550m	町	
		町道第107号道路補修事業 オーバーレイ L=550m	町	
		町道第124号道路補修事業 オーバーレイ L=260m	町	
		町道第157号道路補修事業 オーバーレイ L=200m	町	
		町道第217号道路補修事業 オーバーレイ L=60m	町	
		町道第701号道路補修事業 オーバーレイ L=200m	町	
		くらし安全活動推進事業 くらし安全まちづくり条例に基づく町民の防犯意識啓 発及び暴力団追放活動の推進を図る。	町	
	(10)その他	歩道用除雪機整備事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

美幌町公共施設等総合管理計画の基本的な考え方に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

## 6 生活環境の整備

### (1) 現況と問題点

#### ア 上水道

水道事業は水道料金による独立採算方式で運営されており、給水人口の減少に伴い給水収益が少なくなる中、安心して良質な水をいつまでも安定して供給できるよう、老朽化した水道施設の更新が課題となっております。また、重要なライフラインであるため、地震等災害時において必要最低限の水の供給が可能となるよう、施設の耐震化や重要給水施設への給水を確保する必要があります。

#### イ 下水道

公共下水道事業は、町の発展に伴う生活水準の向上等による公共用水域の汚濁の解決策として、昭和48年6月に事業に着手し、昭和56年10月には下水終末処理場の一部が運転を開始しました。令和3年度末には、予定処理区域823.9haに対し、整備区域は692.6ha、人口普及率で90.3%となり、事業は順調に進捗しています。このため、下水終末処理場施設及び下水道管路も増大しており、維持管理・改築への投資の増大、人口減少による使用料収入の減少も相まって、下水道経営に大きな影響を与えることが懸念されます。

個別排水処理事業は、平成9年度より下水道計画区域外を対象として、水洗化のため計画的に導入が進められています。

#### ウ ごみ処理

ごみの収集は、一般ごみ、その他プラごみ、資源ごみ、粗大ごみと区分され、粗大ごみは申込みがあった人に、それ以外は指定の収集日に自宅前に置いておくことで収集が行われる「戸別収集方式」となっております。若干、分別マナーが守られない状況が見受けられるものの、概ね、分別ルールに基づいた収集が実施されています。

平成27年度からは、有害ごみ、古衣料、小型家電の戸別収集がスタートしました。また、平成29年度からは、ペットボトルのラベルを剥がし、ペットボトルとその他プラごみに分別を細分化し、令和3年度からは、一般ごみとして収集していた小型金属を資源ごみとして収集しています。

廃棄物処理場は、令和8年度に第Ⅳ期への移行を予定しています。第Ⅳ期廃棄物処理場の整備にあたり、今後可燃ごみは中間処理を行う必要があるため、現在、1市5町の斜網ブロック（美幌、網走、清里、小清水、大空、斜里）による広域焼却施設を、令和13年度から令和14年度の稼働を目指し協議を進めています。

廃棄物処理施設の各種機器等は経過とともに機器の修繕及び更新が必要となっていく予定です。

## エ 墓地、火葬場、公園、緑地

柏ヶ丘霊園、びほろ霊園、市街共同墓地は残区画数が少なくなっているものの、平成29年10月より供用開始している合同納骨塚や町外転出等の改葬が増えていることから、平成26年度以降返還件数が許可件数より多くなっており、残区画数は増えてきています。

火葬場施設（望岳苑斎場）は、美幌・津別広域事務組合の施設で、平成6年11月に建築されてから31年が経過し、近年火葬件数も増加傾向にあることから、故障を未然に防止するためにも、劣化が進行する火葬炉内の耐火物及び耐火ベッド・付帯設備の修繕を計画的に進めることが必要です。

町内の都市計画決定公園は、全部で23箇所あり、「街区公園」（小規模で身近に設置）、「近隣公園」（大きな面積で数自治会に一つ程度）、「運動公園」（柏ヶ丘公園）、「緑地」（網走川河畔公園など）が設置されており、本町の一人当たりの公園面積は、全道平均をはるかに上回っております。供用開始から年数が経過し、施設・遊具の老朽化に対する方策や安全対策された遊具の更新及び近年の住民ニーズにあう公園の再整備が課題となっております。

## オ 消防・救急体制

多様化・高度化する災害対応、高齢化に伴う救急件数の増大、通信インフラの急速進歩など、消防行政を取り巻く環境は大きく変化しています。この状況に迅速かつ的確に対応していくことが必要です。

高機能消防指令センターは、平成21年に導入後24時間連続で稼働しており、長期使用による機器の消耗、経年による機能劣化の進行が予想されることから、令和7年度から通信指令システムの更新整備を行っていきます。

消防活動については、消防車両や資機材整備の充実に努め、総合的な消防力の向上を図る必要があります。

また、消防団員数は現在条例定数を下回っている状況にあり、地域防災の中核を担う消防団として、更なる体制の充実が求められています。

救急活動については、毎年増加の傾向にあります。高規格救急車の更新整備など必要な資機材の充実を図るとともに、町民に対し応急手当の知識と技術の普及が求められています。

## カ 公営住宅、空き家

町内には、町営住宅で8団地・69棟・736戸、借上公住で8団地・8棟・59戸の計16団地・77棟・795戸があり、その他に2団地・5棟・84戸の道営住宅があります。町営住宅の建築年別では、昭和50年度～昭和59年度で44棟/272戸(美英・美園・美富ほ・仲町・三橋南)、昭和60年度～昭和62年度で9棟/168戸(三橋南・南)、平成元年度～平成8年度で10棟/194戸(南・美富改良)、平成16年度～平成21年度で6棟102戸(旭)となっており、特に昭和に建設された住棟につきましては、給排水衛生設備等の経年劣化により、戸別に修繕が必要となっております。また、旭団地においても、経年劣化により、屋根・外壁の住棟毎の改善が必要な状況となっております。

令和7年度から令和8年度で旭団地7号棟の建設事業を実施し、今後予定されている仲町団地の建て替えに先立ち、現在入居されている居住先として予定しています。

今後も、安全で良好な住環境の維持、向上を図るためには、長寿命化計画に基づき、建替事業及び改善事業の推進と保全団地の補修等を行いながら、民間住宅の耐震化の促進、増加が懸念される空き家の適正管理を進める必要があります。

## (2) その対策

### ア 上水道

- ① 水質検査計画に基づく定期検査で合格した安全な水を供給するとともに、事務・事業の効率化により経費縮減に努め、給水収益の安定確保により経営基盤強化を図っていきます。
- ② 将来的に安定給水を確保するため老朽施設の耐震化や水道管路の更新を、財政状況を考慮しながら計画的に進めていきます。

指標名	総合計画策定時		前期実績:H30	中期実績:R4	後期目標:R12
水道有収率	H26 末	92.2%	85.3%	86.1%	90.0%

### イ 下水道

- ① 家庭や事業所の汚水を適切に排除して快適な生活環境を確保するとともに、河川等の水質保全に努めていきます。下水道整備区域外においては、合併処理浄化槽の設置促進により生活環境の改善と公衆衛生の向上を図り、生活排水による水質汚濁を防止します。さらに水洗化の促進や施設管理・運営の効率化を図り、健全な下水道経営を進め安定した処理体制の充実と生活排水やし尿の適切な処理に努め、効率的な維持管理を進めていきます。また、浸水

被害を防止し、快適で安全な環境づくりを図るため、雨水排水施設の整備を進めていきます。

- ② 公共下水道事業及び個別排水処理事業は、経営成績や財政状況を明確にし、持続可能な経営を確保するため、令和5年度から地方公営企業法の適用を受けて事業経営をしており、今後とも経営基盤強化への取り組みをより一層進めていきます。持続的に安定した下水道サービスを提供していくために、経営の現状把握を行うとともに、将来の見通しを明らかにし、経営基盤の強化へ取り組んでいきます。

指標名	総合計画策定時		前期実績:H30	中期実績:R4	後期目標:R12
	H26	97.2%	96.8%	96.7%	97.2%
生活排水施設の普及率 (下水道、個別排水処理施設)	H26	97.2%	96.8%	96.7%	97.2%

#### ウ ごみ処理

- ① 町民、行政、企業などが一体となって、相互の役割と協力のもと、いままで以上にごみ分別の徹底とマナーの向上を図り、ごみ分別、ごみ減量化及びリサイクルの推進を目指します。

指標名	総合計画策定時		前期実績:H30	中期実績:R4	後期目標:R12
	H26	7,011 トン	7,700 トン	6,877 トン	5,542 トン
廃棄物処理場埋立ごみ量	H26	7,011 トン	7,700 トン	6,877 トン	5,542 トン

#### エ 墓地、火葬場、公園、緑地

- ① 宗派、祭祀、儀礼にこだわりのない共同墓地及び霊園は、利用動向を確認しながら、利用者等の期待に応えられるよう、整備及び維持管理に努めます。
- ② 円滑な業務運営のため、火葬炉を中心とした設備の維持管理の徹底及び施設使用者の利便性を図り住民サービスの向上に努めます。
- ③ 住民ニーズにあう公園・緑地等の再配置整備の検討や老朽化した公園施設等の更新・修繕など適切な維持管理に努め、住民憩いの場として、多くの人々が集い楽しめる空間づくりを進めます。

指標名	総合計画策定時		前期実績:H30	中期実績:R4	後期目標:R12
	H26	93.45ha	94ha	94ha	94ha
都市公園面積	H26	93.45ha	94ha	94ha	94ha

### オ 消防・救急体制

- ① 町民一人ひとりの防火意識を高めるため、各年齢層に合わせた研修会の開催や防火の指導に努め、町内からの焼死事故の絶無を目指します。
- ② 大規模自然災害や複雑・多様化する災害に対するための消防施設・設備及び装備の充実とともに、即応体制の強化を図ります。
- ③ 消防団への加入促進を図るとともに、常備消防との連携強化による実践的な防災体制を構築します。
- ④ 高規格救急車の整備や救命処置に伴う装備の充実を図り救急体制の強化に努めるほか、各種団体へ救命講習等の普及に取り組み、応急処置の正しい知識と技術の習得による救命率の向上を目指します。

指標名	総合計画策定時		前期実績:H30	中期実績:R4	後期目標:R12
	年度	数値			
住宅用火災警報器設置率	H26	81.57%	82.15%	88.1%	95%
救命に関する講習会の修了者数 (年間受講者数。更新含む)	H26	365人	469人	300人	300人

### カ 公営住宅、空き家

- ① 公営住宅は、住宅セーフティネットとして重要な役割を担っていることから、良好な住宅ストックの確保と有効活用を図ることとし、あわせて長寿命化を図りライフサイクルコストの縮減に努めるとともに、民間住宅の耐震化を推進します。
- ② 空き家は、今後も増加傾向にあるため、発生抑制や有効活用を推進させ、危険な空き家の所有者には助言や指導を実施し、生活環境の保全に努めます。

指標名	総合計画策定時		前期実績:H30	中期実績:R4	後期目標:R12
	年度	数値			
公営住宅の長寿命化率	H27	18.8% 420戸(480戸)	20.0%	20.0%	20.0%
北海道空き家情報バンクへの登録件数	H30 (中期追加)	1件	—	3件	9件
管理不全な空き家等の解消実績数	H30 (中期追加)	—	—	11件	40件

### (3) 計画 次のとおり

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5生活環境の 整備	(1)水道施設 上水道	水道施設整備事業	町	
		水道管路整備事業	町	
	(2)下水道処理施設 公共下水道 その他	公共下水道建設事業	町	
		個別排水処理施設建設事業	町	
	(3)廃棄物処理施設 ごみ処理施設	ごみ処分場施設整備事業	町	
		ごみ処分場維持管理事業	町	
		ごみ処分場改修整備事業	町	
		浸出液処理施設整備事業	町	
		リサイクルセンター施設整備事業	町	
		一般廃棄物広域処理施設整備事業	網走市 ・ 町 ・ 一部事務 組合	
		(4)火葬場	火葬場施設整備事業	一部事務 組合
	(5)消防施設	通信指令施設保守管理事業	一部事務 組合	
		通信指令施設整備事業	一部事務 組合	
		消防ポンプ自動車等整備事業	一部事務 組合	
		救急車両・資機材更新整備事業	一部事務 組合	
	(7)過疎地域持続 的発展特別事業 生活  環境	住宅リフォーム促進補助事業  住宅改修に要する費用の一部を補助することにより、安心な居住環境の整備を促進し、環境負荷の低減及び地域経済の活性化を図る。	町 ・ その他	
		公営住宅維持管理事業  公営住宅の借上げ及び既存公営住宅の維持管理、個別改善等の整備を図る。	町	
		花樹育苗センター管理運営事業  各自治会や公共施設へ配布する花苗の育成を行い、町内の緑化や景観向上を図る。	町 ・ その他	

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5生活環境の 整備	(7)過疎地域持続 的発展特別事業 環境	ごみ処分場維持管理事業 ごみ処分場の施設、機器等の補修を計画的に行う。	町	
		浸出液処理施設維持管理事業 浸出液処理施設の施設、機器等の補修を計画的に行う。	町	
		リサイクルセンター維持管理事業 リサイクルセンターの施設、機器等の補修を計画的に行う。	町	
		ごみ分別収集関連事業 各家庭から排出されるごみの収集の実施及びリサイクルを推進し、ごみの減量化や資源の再利用を図る。	町 ・ その他	
		終末処理場維持管理事業 終末処理場へ間断なく流入する下水を処理して安全な処理水として放流するため、施設の点検等を実施し、突発事故に際しても、処理水質の低下を最小限にとどめるよう処理場機器の修繕、処理場の運転及び維持管理を行う。	町	
		公共下水道管渠維持管理事業 管渠施設の不具合が多くなっているため、速やかに市街地の汚水を収集し、直接処理場を経て公共用水域に放流するという管渠施設の機能を発揮できるよう適切かつ計画的に維持管理を行う。	町	
	防災・防犯	個別排水処理施設維持管理事業 個別排水処理施設に係る点検、修繕等維持管理を行う。	町	
		消防職員安全装備品整備事業 災害時の消防隊進入困難箇所での初動活動、情報収集、捜索・救助活動の機動力をアップし、人命救助をスムーズに行うため整備を図る。	町	
		消防団員装備品整備事業 消防団員の安全装備品の整備を図る	町	
		通信指令施設保守管理事業 経年による機能劣化が想定されるため、施設の一括保守及び構成機器の更新整備を行い、安定した指令業務の推進を図る。	町	

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5生活環境の 整備	(8)その他	空き家対策事業  関係団体及び関係部局と連携を図り、適切に管理されていない老朽家屋等の把握を行い、適正な管理を促すとともに、空き家対策関連の補助制度を継続して実施し、不良住宅等の解消及び空き家の有効活用を図り、空き家の解消を促進する。	町 ・ その他	
		住宅耐震改修補助事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

美幌町公共施設等総合管理計画の基本的な考え方にに基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

## 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進

### (1) 現況と問題点

#### ア 高齢者福祉

全国的に総人口が減少を続ける一方で、高齢化は世界に例を見ないスピードで進み、いわゆる団塊の世代が65歳に到達する平成27年には高齢者人口が大幅に増加し、さらに団塊の世代が75歳以上となる令和7年には国民の約3割が高齢者になると予想されています。

本町においても高齢化は年々上昇を続け、65歳以上の高齢化人口について令和4年度3月末で6,756人と13年前の平成21年度と比べても約799人増加しています。

今後も年々増加が見込まれ、そのピークは令和2年2月末には6,842人と、町民の約3人に1人が高齢者となり、超高齢社会におけるさまざまな問題に対して、的確に対応していく必要があります。

#### イ 保健予防対策

町民の平均寿命は、生活習慣の改善や医学の進歩などを背景に、年々伸びている一方で、急速に進む高齢化、生活習慣病の増加や、要介護高齢者の増加などが大きな課題となっています。

本町では、町民が健康で心豊かに生活することができ、活力ある社会であるために「美幌町健康増進計画」を策定し、乳幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージにおける健康課題をとらえ、課題毎の目標を定めて個人や家族、地域、職場、行政など様々な機関等が連携協力を図りながら環境整備や健康づくりに取り組んでいます。

また、健康づくりを効果的、継続的に推進するために、生活習慣病、栄養・食生活、身体活動・運動、歯と口腔を重点課題とし、取り組むべき具体的な目標を設定し、健康づくりの推進を図っています。

誰もが健康で生き生きとした生活を送るためには、心身ともに健康であることが重要であり、こころの健康づくりや生活習慣病等の疾病予防・早期発見など、健康づくりの推進により、町民一人ひとりの生活の質を高め、健康寿命を延ばすことが重要です。

## ウ 子育て支援

「美幌町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育てに関する総合的な取組を進めています。子育て支援に関する情報提供を行うこと、また、児童虐待などを乳幼児検診などの機会を通じ未然に防ぐことが必要です。

保育園（所）は、通年開設の保育園2カ所、民間保育所1カ所があり、保護者のニーズに応じて保育サービスの充実に努めています。また、放課後児童対策として学童保育所を町内に3カ所、コミュニティセンターに児童センターを設置しています。少子化によって子どもの数が減少している中、今後の施設のあり方を検討する必要があります。

妊産婦及び乳幼児の健康診査、健康相談、健康教育を実施し、異常の早期発見、早期治療を図るとともに育児に関する指導、相談を行い、子どもたちの健やかな育ちを支援することが必要です。

## エ 障がい者福祉

平成18年4月から障害者自立支援法が施行となり、身体、知的、精神障がいの種別にかかわらずサービスを利用するための仕組みが一元化され、更に平成25年度から障害者総合支援法が施行されるなど、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化しております。

このような状況の中、障がいのある人が地域で自立した生活をおくるためには、地域が障がいのある人に対する正しい理解を深めることや就労の場の確保、生活環境の整備、障がいのある人や家族及び介護者等への支援体制の確立が求められております。

本町では、現状や課題等の検討を行い「第6期美幌町障がい者福祉計画及び第2期美幌町障がい児福祉計画」を策定し、障がいのある人の積極的な社会参加や住み慣れた地域の中での自立を促進するとともに、町民、ボランティア、関係機関・団体、民間企業等と連携を図りながら、誰もが安心して暮らせる人にやさしいまちづくりを進めてきました。

町内には子ども発達支援センターがあり、心身に障がいを有する子どもやことばの発達の遅れた未就学児童の日常生活における基本動作の訓練と家族への必要な指導・助言を行っています。近年、通所児童が増えており、指導員を増員して対応しています。

障がい者は年齢や障がいの程度、生活状況などが様々ですが、住み慣れた地域で安心して、生き活きと自立した生活をおくるために地域社会全体で障がい者を理解し、支えていくことが必要です。

## (2) その対策

### ア 高齢者福祉

- ① 高齢者施策の推進にあたっては、公的サービスや地域における支え合い等の支援が将来にわたって切れ目なく適切に行きわたる仕組みづくりが必要であり、高齢者が住み慣れた地域で健やかに、安心して生活できる町の実現のため総合的な施策を推進します。また、高齢者の中でも多数を占める比較的元気な高齢者ができる限り健康を保持し、社会との関わりを持ち続けることができるよう介護予防事業の充実と推進を目指します。
- ② 団塊の世代が75歳以上となる令和7年を迎え、要介護者が増加する中、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、「住まい・医療・介護・予防・生活支援」を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」を地域の実情に応じて構築し、介護保険制度を含めた高齢者保健福祉施策の総合的な推進と円滑な実施を目指します。

指標名	総合計画策定時		前期実績:H30	中期実績:R4	後期目標:R12
認知症サポーター養成講座の受講者数	H26	1,763人	2,000人	2,130人	2,210人

### イ 保健予防対策

- ① 毎日楽しく健康に暮らすことは、町民全ての願いです。町民が共に支え合いながら、子どもから高齢者まで、心身共に健やかで希望や生きがいを持ち、それぞれが望む「健康」を得ることができるよう健康づくりを推進します。
- ② 地域保健活動の推進と健康づくりの実践機能を統合した保健福祉総合センターを拠点とし、乳幼児から高齢者まで町民全ての健康管理と健康増進、福祉の向上を推進します。
- ③ 全ての町民が心豊かに生活できる健康づくりのための食育を推進します。

指標名	総合計画策定時		前期実績:H30	中期実績:R4	後期目標:R12
健康教育実施回数	H26	32回	115回	10回	10回

### ウ 子育て支援

- ① 仕事と子育ての両立ができ、安心して子どもを預けられるよう保育サービスの充実や保護者の負担軽減を図ります。
- ② 子育て支援センターにおける相談体制の充実を図り、子育て情報の提供や子育てに関する相談・指導、託児ボランティアの養成に努めます。

- ③ 児童虐待防止のため、虐待の背景にある家族を取り巻く様々な問題を通じて、関係機関と連携を図り、虐待の早期発見・早期対応に努めます。
- ④ 放課後児童対策として、子どもが安全に過ごすことの出来る場の充実に取り組めます。
- ⑤ 妊娠、出産、育児期における母子保健対策の充実を図り、全ての子どもの健やかな成長を育む切れ目のない支援を推進します。

指標名	総合計画策定時		前期実績:H30	中期実績:R4	後期目標:R12
子育て支援センター利用者数	H26	10,834人	8,424人	4,392人	7,358人

#### エ 障がい者福祉

- ① 障害者総合支援法の理念を踏まえつつ、「障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援」、「障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等」、「入所等から地域生活への移行、地域生活継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備」を基本方針として「誰もが安心して暮らせる人にやさしいまち」の実現に向け、着実に事業を推進していきます。

指標名	総合計画策定時		前期実績:H30	中期実績:R4	後期目標:R12
障害福祉サービス等利用者数	H26	366人	448人	400人	350人
地域生活支援事業の利用者数	H26	128人	161人	100人	120人

(3) 計画 次のとおり

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6子育て環境 の確保、高 齢者等の保 健及び福祉 の向上及び 増進	(7)市町村保健センター及び子ども家庭センター	保健福祉総合センター整備事業	町	
	(8)過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉  高齢者・障害者福祉	ひとり親家庭等医療費助成事業  離別や死別等の理由でひとり親家庭等となった者に対し、医療費の一部を助成することにより、健康の向上と福祉の増進を図る。	町	
		子ども医療費助成事業  子どもの医療費の一部を助成することにより、子どもの疾病の早期診断と早期治療を促進し保健の向上と福祉の増進を図る。	町	
		子育て世代包括支援センター運営事業  妊娠期から子育て期にわたり、切れ目なく包括的な支援を提供するためのマネジメントを行う。	町	
		民間保育園利用者補助事業  町で実施していない0歳児保育を行っている民間(NPO)保育所に対して、0歳～2歳児までの利用者には町保育料との差額を補助、さらに新たに町が行っている多子軽減についても同様に取扱うこととして補助し、子育て支援の充実を図る。	町 ・ その他	
		福祉担い手育成推進事業  資格取得等に係る経費の一部や町外から転入し町内の介護事業所に勤める方に住宅準備費用を支援する。 また、国内の担い手不足から介護事業所において外国人介護職員を確保した場合に採用等に係る経費を助成し、町内の介護人材の確保及び資質の向上と定着の促進を図る。	町	
		福祉ハイヤー利用助成事業  身体に障がいのある者等のハイヤーを利用する場合の費用の一部を助成することにより、生活圏の拡大と福祉の増進を図る。	町	
		地域生活支援拠点整備運営事業  基幹相談支援センターを定住自立圏の枠組みにより設置し、地域生活支援拠点の機能を整備することにより、障がいのある方の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を図る。	町	定住自立圏 関連事業

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6子育て環境 の確保、高 齢者等の保 健及び福祉 の向上及び 増進	(8)過疎地域持続 的発展特別事業 高齢者・障害 者福祉	通院等交通費助成事業  障がい者、難病・特定疾患に対し、在宅福祉サー ビス及び通院交通費助成を行うことにより、障がい 者等の負担軽減と効果的な療養及び訓練を促し、障 がい者等の福祉の増進を図る。	町	
		重度心身障害者医療費助成事業  重度心身障害者に対し、医療費の一部を助成するこ とにより、保健の向上に資するとともに福祉の増進を 図る。	町	
		緊急通報電話機等設置事業  電話回線を通じて消防又は委託業者へ通報される 緊急通報装置を設置し、急病、災害等突発的事態が 発生したときに迅速かつ正確な救援を可能とする体制 の構築を図る。	町	
		老人憩の家等運営事業  在宅で生活する要介護状態になる恐れのある高齢 者に対し、交流の場を提供し、レクリエーション等を通じ て要介護状態になることの予防を図る。	町	
		障害者福祉施設維持管理事業  施設の整備及び維持補修を行うことにより、障がい 者等の福祉の向上を図る。	町	
	健康づくり	保健福祉総合センター維持管理事業  施設の設備等の整備、維持補修等を行い、福祉の 充実を図る。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

美幌町公共施設等総合管理計画の基本的な考え方に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

## 8 医療の確保

### (1) 現況と問題点

#### ア 地域医療体制

現在の町立国保病院は、平成12年に改築し医師8名、6診療科（内科・外科・小児科・産婦人科・整形外科・眼科）体制によりスタートし、経営改善により患者数が増加したものの、医師の退職や非常勤化、診療科の休診などにより患者数が減少しました。その後、医師招へいの取組により新たな診療科の開設等を行い、平成27年6月からは、10科の外来診療体制（外科、整形外科、循環器内科、内科、総合診療科、腎臓内科、小児科、泌尿器科、眼科、脳神経外科）で常勤医師10名及び非常勤医師2名体制がスタートしました。その後、常勤医師が最大12名、12科体制となりましたが、令和7年4月現在では、10診療科（内科・呼吸器内科・循環器内科・外科・整形外科・小児科・泌尿器科・眼科・リハビリテーション科・脳神経外科）で常勤医師8名、非常勤医師6名、派遣医師1名体制で診療を継続しております。

また、病院改築時の施設・設備や高度医療機器が更新時期を迎えており、平成22年度から年次的な更新事業に着手していますが、今後は施設・設備の延命化や比較的耐用年数の短い医療機器の更新等必要に迫られた投資が多数重なることから、借入金や減価償却費、町からの繰入金が増加が懸念されています。

一方、地域の高齢化により、保健・医療・介護・福祉のネットワークの重要性が高まっており、町内で唯一の一般病床を有する中核病院が果たすべき役割として、病診・病病連携、予防医療、在宅医療など地域包括ケアの取り組みが求められていることから、平成25年4月に地域医療連携室を開設し、より良い医療環境の構築に向け、取り組みを進めています。

### (2) その対策

#### ア 地域医療体制

- ① 町民の医療ニーズを踏まえ、診療体制の充実と経営収支の改善、病床機能の見直し検討などに取り組み国民健康保険病院の充実と持続可能な地域医療提供体制の確保に努めます。
- ② 救急医療、広域医療に関する体制の維持・向上に努めるとともに、保健・医療・介護・福祉との連携を深めながら在宅医療や予防医療など地域包括ケアを推進し、より良い医療環境の構築に努めます。

指標名	総合計画策定時		前期実績:H30	中期実績:R4	後期目標:R12
医師数	H27	10人	10人	7人	9人
診療科数	H27	10科	12科	7科	7科

(3) 計画 次のとおり

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7医療の確保	(1)診療施設 病院	医療機器等整備事業	町	
		病院設備改修事業	町	
	(3)過疎地域持続 的発展特別事業 その他	医療従事者就業支援等補助事業  医療従事者に対し、町内の医療機関などに就職した 場合に、住宅の準備に要する費用及び就業の支援に 要する費用を補助することにより、医療従事者不足の 解消や、医療の安定的な確保を図る。	町	定住自立圏 関連事業

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

美幌町公共施設等総合管理計画の基本的な考え方に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

## 9 教育の振興

### (1) 現況と問題点

#### ア 幼児教育、学校教育

町内の幼稚園教育は、私立認定こども園で2園担っており、平成30年度に全て「子ども・子育て支援新制度」に移行しましたが、引き続き認定こども園における教育内容の充実を図るためにも、児童支援グループと連携しながら、小学校との連携のための取り組みを促進することが必要です。幼児期と小学校の円滑な接続については、より一層重要となることから、児童情報の共有が図られるよう、発達支援センター・認定こども園・保育園との連携に努めます。

小中学校については、学校教育の充実のために、学習指導要領の「生きる力」を育むという理念のもと、各学校において児童生徒に「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康・体力」のバランスの取れた「知育・徳育・体育」を身に付けさせるため、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開するとともに、「学校・家庭・地域」の三者が、それぞれの役割を認識し、連携・協力を果たすことが求められています。

教育環境の充実については、平成24年度に美幌中学校が旧美幌高等学校に移転し、平成25年度には福豊小学校が旭小学校へ統合により閉校、今後更なる人口減少、少子化による児童・生徒数の減少に伴い、授業等でのグループによる学び合いや学校行事における集団形成の維持等が困難となることが予想されます。そうした課題を解決し、児童・生徒への良質で効率的な教育環境を提供することを最優先と考え、小中一貫教育の推進のため施設一体型の義務教育学校の令和13年度開校を目指します。令和7年度からは義務教育学校整備基本構想の策定を進めていくとともに、教育環境の変化に応じた対応も重要であることから、引き続き、児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができるよう、緊急性や必要性を勘案した計画的な修繕・更新、学習指導要領の改訂やICT教育に対応した教育環境の整備・充実に努めていきます。

教育内容の充実としては、地域資源を活用した授業の実施や地域住民の参画による「ひらかれた学校」の実現に努めています。今後も「個別の知識・技能」の習得と、「思考力・判断力・表現力」の育成により「確かな学力」を身に付けさせること、「学びに向かう力、人間性等」の資質を高めること、また、特別の教科「道徳」を要とした道徳教育の充実を図るとともに総合的な学習の時間や体験的な活動により「豊かな心」を育成すること、食育や運動を通じて「健やかな体」を養うことが必要です。また、特別支援教育の推進にあっては障がいのある児童生徒一人ひとりの状況を的確に把握し、保護者のニーズや児童生徒に応じた特別な教育的支援に努める必要があります。

学校給食センターについては、大型調理機や洗浄機等の機械設備の更新が一旦終わり、安心・安全かつ安定的な給食の提供の充実が図られており今後は、

調理器具や冷凍・冷却機器の更新を行っていく必要があります。

高等学校については、平成 23 年度に普通科と農業科が併設された新たな美幌高等学校が開校し、学校の特色を生かした教育活動が実施され、毎年、国公立大学をはじめ道内外私立大学への進学や高い就職率を誇るなど優秀な生徒を輩出しています。

また、日本農業クラブ全国大会等において輝かしい成績を収める一方で、「美幌豚醬まるまんま」の開発など、町の活性化にも大きく貢献しています。

しかしながら、入学者の欠員状況により令和 2 年 9 月に北海道教育委員会から提示された公立高等学校配置計画案における令和 5 年度からの 1 学級減は、その後、農業科の 1 学級減として学科名称変更と共に実行されることになりました。

道内では今後も、少子化に伴う生徒数の減少により、公立高等学校の規模や配置の適正化の取り組みが進められていきます。美幌高等学校の農業科が 1 学級減となりましたが、入学者数や今後の中学卒業者数の動向を踏まえると、普通科にも学級減の危機が迫っていると言えます。

美幌高等学校に対して、町は平成 29 年度から様々な支援により、生徒確保に向けた取り組みを行ってきましたが、多様な教育機会の充実を図るとともに、特に地元の中学校から生徒が安心して美幌高等学校に進学できるよう、高校と連携した生徒確保の取り組みをさらに進める必要があります。

## イ 生涯学習

様々な機関、団体により講座や研修などの教育活動が行われているほか、町民が主体的に取り組む文化活動などが生涯学習活動として活発に行われています。

情報通信技術の高度化・複雑化により住民の情報取得の手段が多様化する中、町広報以外での情報提供手段として SNS や動画配信サービスを活用した情報提供に努めているところです。また、人材活用については各学校の授業等で活用する人材等を集約した「3つのきょういく応援団」を整備しています。

町民参画による社会教育行政の充実については、社会教育委員が中心となって第 8 次社会教育中期計画を令和 3 年度に策定し、この計画をもとに社会教育行政施策推進に努めています。

また、町民の学びや活動を受け入れる多種多様な施設を所管している一方で今後その維持管理に多額の経費を要することから、中長期的な観点で施設維持管理経費の平準化と安心安全な施設利用を継続させるため、令和 3 年度に社会教育施設等長寿命化計画を策定し、適切な施設管理運営に努めています。

各課においては各種講座や教室等の開催にあたり創意工夫を加えながら推進しています。子どもたちから高齢者まで地域の中で様々な活動に主体的に取り

組むことが今後ますます重要であり、既存の取組にとらわれない新たな発想や町民のアイデア等を最大限生かしながら、時代や町民のニーズに即した活動の充実、推進が求められています。

公立図書館は、資料提供や読書活動の振興を通して、住民の学習意欲向上や地域情報の提供、生涯学習支援など、地域社会にとって重要な役割を担っています。また、町内小学校3校に巡回司書を派遣するなど、学校図書館の充実に対する支援も行っており、今後も利用者のニーズや社会の変化に対応し、地域の実情に即した運営が求められています。

図書館運営では、蔵書数の増加に伴い書架スペースが不足し、蔵書管理の見直しが必要となっています。また、読書活動を推進する読み聞かせボランティアが不足しており、人材の育成も大きな課題となっています。

昭和54年の開館から46年が経過し、施設の老朽化が進行しています。特に本館閲覧スペースの冷房設備不足は、快適な読書環境を提供することが難しくなっています。また、高圧受電設備の老朽化、エレベーター未設置によるバリアフリー対応の不備、駐車場不足など、利用者にとって快適な環境整備が課題となっています。これらの課題を解決し、誰もが安全で快適に利用できる図書館環境を実現していく必要があります。

郷土の自然や歴史、美術等の資料や情報等を有する博物館を、学校授業の中で活用したいという依頼を受け対応しています。一番専門的に精通した学芸員が主に対応するものの、人員が限られているため、授業における教員と学芸員の役割分担のあり方など整理してきました。

毎年、学芸員の専門性を活かした特別展や企画展を実施するとともに、常設展示については継続的な展示改修を進めてきました。平成21年度に美術展示室、平成22年度には「講座室」を持つ第2展示室がリニューアルオープンしました。また、常に新しいふるさと情報の提供に努めるため、令和5年度に第1展示室の部分展示リニューアル、第3展示室の部分展示リニューアルを行っています。今後も、時代に即した情報発信を進め、学校教育やインバウンドの利用を前提とした機能の充実を図ることが必要です。

## ウ 集会室

町内には市街地区農村地区併せて65の自治会があり活発に活動していますが、近年、自治会活動に取り組む役員等の高齢化による新たな担い手確保や自治会加入率の低下、自治会の解散が課題となっています。また、地域コミュニティ活動の拠点である集会室の老朽化も進んでおり、集会施設を計画的に修繕し維持管理に取り組む事が必要となっています。

また、自治会を含む町民との意見交換の場として「まちづくりミーティング制度」を創設し、課題解決に向けた取り組みを進めます。

## エ スポーツ

スポーツは、明るく豊かで活力に満ちた地域社会の形成や人々の心身の健全な発達に必要不可欠です。しかしながら、近年、運動する機会の減少により、子ども達の体力低下や運動不足による疾病等が懸念されています。

スポーツの普及振興には関係団体等との連携が不可欠であり、スポーツに親しむ環境づくりが必要です。

既存スポーツ施設は、老朽化や耐震補強が必要であることから、スポーツセンターアリーナの耐震改修を実施し、令和6年度から令和7年度までトレーニングセンターの耐震補強を実施しています。

一方、各スポーツ団体は活発な活動を行っており、その活動により各競技会等において優秀な成績を収めておりますが、活動を支える方の高齢化や指導者不足が課題であることから、指導者の育成と各団体の活動を支援していくことが必要となっております。

また、これまではトップチームによるスポーツ合宿の実施により、少年団等への直接指導など、競技力の向上と地域振興が図られてきておりましたが、現在では大勢で宿泊可能な施設が限られていることから、受入体制等の整備が課題となっております。

## (2) その対策

### ア 幼児教育、学校教育

- ① 学校、家庭、地域が連携して子どもたちの確かな学力、豊かな心、健やかな体を育成するなど、調和のとれた教育環境づくりを推進します。
- ② 学校施設や設備の適切な管理や更新を図り、子どもたちの学習環境を整備します。
- ③ 特別な教育的支援を必要とする子ども一人ひとりのニーズに応じた教育の推進を図ります。
- ④ 高等学校への進学を希望する生徒が地元の学校で学ぶことができるよう、間口確保のための取り組みを進めます。

指標名	総合計画策定時		前期実績:H30	中期実績:R4	後期目標:R12
町内中学校卒業者の 美幌高等学校への入学割合	H27	47.8%	40.8%	28.6%	50%
小学校における町独自の 少人数学級の編制・教員配置充足率	H27	100%	100%	100%	100%

## イ 生涯学習

- ① 乳児期から幼児期、そして学齢期において様々な問題に直面するため、その解決のため学校・家庭・地域との連携を密にしながらすべての教育の出発点である家庭、さらには生涯学習の基礎基盤の確立に努めます。
- ② 今後町民の学習ニーズがますます多様化・複雑化する状況を鑑み、社会教育主事を中心とした学習相談への対応をはじめ、町民の学習意欲向上のために個々に応じた情報提供に努め「いつでも、どこでも、だれでも」学習できる環境整備に努めます。
- ③ 社会教育関係団体の代表者や学識経験者で構成する社会教育委員が計画策定後も継続して役割を担うことにより、行政の推進体制を充実させるほか、直接的に社会教育事業の企画・運営や町民の社会教育・生涯学習に対する理解を深める役割を担う社会教育活動奨励員との連携・協力を通じて、本町全体の生涯学習の推進体制確立に努めます。
- ④ 美幌町民会館は、引き続きその施設機能を最大限に生かすとともに、「びほーる」と連動した施設利用を提供し、文化事業やその他の広域的な催しが活発に行われている美幌町を発信する施設として、利用の向上を図ります。
- ⑤ 町民の利便性を考慮した新たなＩＣチップ等の活用や町内学校図書館のデータ共有を含めた図書管理システムの導入について検討するとともに、図書館の老朽化等の課題解消をし、町民のコミュニティの場となる図書館建設に向け、検討していきます。
- ⑥ 博物館の活動は今後も調査研究・資料収集・教育普及を継続するとともに、その活動内容の紹介、周知を図るため館のＰＲを積極的に進めます。周辺整備については、今後年次計画を持ち改修工事や時代に即した改良の検討を図ります。

指標名	総合計画策定時		前期実績：H30	中期実績：R4	後期目標：R12
マナビティセンター 登録サークル数	H26	49 サークル	50 サークル	37 サークル	45 サークル
町民会館利用率	H26	42%	60%	65%	70%
図書の貸出冊数	H26	155,034 冊	140,000 冊	112,800 冊	120,000 冊
教室・講座開催数（博物館）	H26	108 回	100 回	138 回	140 回

#### ウ 集会室

- ① 町や自治会が所有する地域集会室を長く活用できるように、計画的な維持管理や修繕等に努めていきます。また、自治会活動の問題である新たな担い手確保や育成への協力を努め、自治会と協働しながら地域の自主的活動を支援していきます。自治会が抱える問題解決のため、まちづくりミーティングの活用や町との協働により支援を行います。

指標名	総合計画策定時		前期実績:H30	中期実績:R4	後期目標:R12
自治会加入率	H27	76%	73.6%	69.3%	75%

#### エ スポーツ

- ① スポーツは、子どもから高齢者にいたる幅広い年齢層が多様なレクリエーションにより交流することが可能であり、交流することにより地域コミュニティの活性化が図られます。こうした活動を継続するためには、スポーツ関係団体や学校及び地域と連携・協力しながら、地域全体でリーダーや指導者等の人材育成に努めます。
- ② スポーツを通じ、心身の成長と活力を促し、健康増進や子ども達の体力向上と個性を伸ばし、トップレベルの選手として活躍できる人材を育成するため、地域特性に合わせた環境を整備します。
- ③ オリンピアン等トップアスリートとの交流を通じ、夢と希望を持てるよう施設環境を整え、利用者が安全かつ快適に活動できるよう、老朽化した施設の改修等を計画的に進めます。

指標名	総合計画策定時		前期実績:H30	中期実績:R4	後期目標:R12
スポーツ施設の利用者数	H26	71,987人	50,000人	80,000人	80,000人

(3) 計画 次のとおり

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
8教育の振興	(1)学校教育関連 施設 校舎	小中一貫教育推進事業	町		
		美幌小学校施設等整備事業	町		
		東陽小学校施設等整備事業	町		
		旭小学校施設等整備事業	町		
		美幌中学校施設等整備事業	町		
		北中学校施設等整備事業	町		
		スクールバス・ ポート	スクールバス購入事業	町	
			給食施設	学校給食施設整備事業	町
		その他		小学校ICT教育環境整備事業	町
			中学校ICT教育環境整備事業	町	
	(3)集会施設、体 育施設等 集会施設	地域集会室整備事業	地域集会室整備事業	町	
			びほーる整備事業	町	
		体育施設	スポーツセンター等改修等整備事業	町	
			リリー山スキー場改修等整備事業	町	
		その他	博物館改修事業	町	
	(4)過疎地域持続 的発展特別事業 義務教育	小中学校給食費支援事業	小中学校給食費支援事業 多子世帯への子育て支援として、第3子以降の小中学校給食費の無償化、その他対象者には半額助成を行う。	町	
			少人数学級推進事業 期限付き教諭を配置し、児童一人ひとりが基本的な生活習慣や社会的規範を身に付けることができるよう、小学校の低学年(1・2年生)で30人学級を実現させる。	町	
		小学校施設等修繕及び備品整備事業	各小学校の施設、設備、備品の維持管理を行い、良好な学習環境と学校運営を図ることで、次世代を担う子どもたちにより良い教育環境を提供する。	町	
		中学校施設等修繕及び備品整備事業	各中学校の施設、設備、備品の維持管理を適切に行い、良好な学習環境と学校運営を図ることで、次世代を担う子どもたちにより良い教育環境を提供する。	町	

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8教育の振興	(4)過疎地域持続 的発展特別事業 義務教育	小学校教育教材整備事業 新学習指導要領に基づき、各小学校の授業で使用 する教材や教具等を整備し、子ども達の確かな学力の 育成を図る。	町	
		中学校教育教材整備事業 新学習指導要領に基づき、各中学校の授業で使用 する教材や教具等を整備し、子ども達の確かな学力の 育成を図る。	町	
		スクールバス運行事業 小中学校統合地域の児童生徒の登下校、校外学習 の生徒輸送、社会教育事業、各種大会等の参加者送 迎のためにスクールバスを運行することで、学校生活 の充実を図る。	町・ その他	
	高等学校	教育振興事務 美幌高等学校の魅力ある高校づくりを支援、生徒確保 に向けた必要な手立てを町行政と連携を図る。	町	
	生涯学習・ス ポーツ	陶芸窯更新事業 陶芸サークルが利用する陶芸窯を更新し、陶芸活動 の環境を整備することで、生涯学習の充実が図られ る。	町	
	教育推進事業 まちづくりに参画する青少年、成人、高齢者等の学 習機会を増やすことで、新しい発想による活動、自主 性、自発性の高揚を促し、生活力の向上や地域活動 への参画を図る。	町	定住自立圏 関連事業	
	屋内体育施設維持管理事業 老朽化が進んでいる屋内体育施設について、計画 的に維持補修を行い、安全で快適なスポーツ環境の 整備を図る。	町		
	屋外体育施設維持管理事業 老朽化が進んでいる屋外体育施設について、計画 的に維持補修を行い、安全で快適なスポーツ環境の 整備を図る。	町		

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8教育の振興	(4)過疎地域持続 的発展特別事業 その他	地域集会室補修等整備事業  町所有の「地域集会室」を計画的に修繕・修理を実施して建物長寿命化を図り、地域のコミュニティ活動拠点として利活用する環境の整備を図る。	町 ・ その他	
		地域集会室維持管理事業  地域集会室を関係自治会が指定管理者に指定し、町保有の集会室を効率的に維持管理を図る。また自治会所有の集会室を増改築・修繕する場合やイス、机の整備をする場合に補助金交付して整備促進の支援を行う。	町 ・ その他	
		図書館施設維持管理事業  図書館が多くの町民に快適、安全に利活用されるよう、適切な施設等の維持管理を行う。	町	
		博物館維持管理事業  随時必要となる各種設備点検、維持補修を行うことにより利便性が向上し、地域住民が博物館に親しむことができるよう環境整備を図る。	町	
		博物館展示更新事業  館内展示のリニューアル・補修を継続的に計画し実施していく。 また、収蔵資料移転・整理作業を継続的に実施する。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

美幌町公共施設等総合管理計画の基本的な考え方にに基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

## 10 集落の整備

### (1) 現況と問題点

本町には、中心市街地以外に分散した集落は存在していませんが、それぞれの農村地区が自治会活動を推進しています。日常生活や生産活動、コミュニティ活動を営むうえで重要な機能を有していることから、各農村地区には、基礎的な公共施設や生活環境施設の整備を進める必要があります。

また、市街地同様に高齢化が進んでおり、生活の足の確保や買い物弱者対策が必要となっています。

さらに、地域課題の解決や地域の活性化には、町民から発案された企画などが非常に重要であることから、町民団体が企画・実施する事業に対する補助を行うなど、活力ある地域社会の実現、地域コミュニティの活性化を図る必要があります。

### (2) その対策

- ① 農村地区の自治会活動の推進を行います。
- ② コミュニティ活動の育成・支援を図ります。
- ③ 町民団体が企画・実施する事業に対し補助金を交付し、活力ある地域社会の実現、地域コミュニティの活性化を図ります。

### (3) 計画 次のとおり

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	生活バス路線運行事業  多目的バス、混乗スクールバスを活用して町事業や町民団体の事業活動に運行使用し、活力ある地域社会の実現、地域コミュニティの活性化を図る。	町 ・ その他	定住自立圏 関連事業
		びほろの活力共創事業  地域課題の解決や地域の活性化に向けて、町民団体が企画・実施する事業に対し補助金を交付し、活力ある地域社会の実現、地域コミュニティの活性化を図る。	町 ・ その他	

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

美幌町公共施設等総合管理計画の基本的な考え方にに基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

## 1.1 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

#### ア 芸術・文化

本町には、文化・芸術活動を行っている団体・サークルが数多くありますが、活動が継続されているものの会員の高齢化や固定化が見られます。

町民会館「びほーる」を拠点として美幌町文化連盟加盟団体を中心に多くの町民が文化活動に参加することができるよう環境を整備し、幅広い年代が文化に親しむことのできる活動を奨励していくことが必要です。

また、本町では、一流の出演者等を招へいしての演劇や音楽などの公演や演奏会などを開催し、芸術鑑賞機会の提供に努めています。

さらには、未来のアーティスト育成に取り組み、芸術文化におけるコンクール等で活躍する青少年を支援し、文化の底上げを目指していきます。

町民会館「びほーる」を核に、「中ホール」「小ホール」の持つ機能を生かしながら、今後も、さらに文化芸術鑑賞の内容を充実させ、幅広い文化芸術に接する機会をより多く設けていくことが必要です。

私たちは、過去の先人たちが残してくれたすぐれた文化を、しっかり受け継ぎ、後世に伝えていく義務があります。美幌町では平成 11 年、美幌町指定文化財として 4 件を指定しました。町内には史跡や遺跡に石碑が設置されており、解説板の設置などを通じて、その保護・啓蒙に努めています。また、埋蔵文化財発掘調査・遺物資料の整理、継続的な郷土資料の収集・保管等を通じ、先人たちの暮らしの足跡を記録していくとともに、その啓蒙普及活動を進めています。

### (2) その対策

#### ア 芸術・文化

- ① 芸術や文化活動への意識を高めることは、心の豊かさと潤いをもたらし、活力あふれる地域づくりの基礎となるものです。

「びほーる」を文化活動の拠点として、幅広く多様な芸術文化を鑑賞する機会を提供するとともに、発表の場の充実を図り、町民の生活の質の向上や文化活動の充実・発展を目指します。また、芸術や文化活動団体への支援を継続します。さらには児童・生徒への芸術鑑賞や発表機会の提供も積極的に推進し、児童・生徒の豊かな感性を育むとともに、未来のアーティストを目指す子どもたちの支援を積極的に行うことで、芸術文化に対する意識の向上を図ります。

- ② 博物館は、地域文化の情報や資料を保管して、次世代に伝えるための「地域文化の収蔵庫」です。このため多くの資料を記録して管理・保存していくことが求められており、ふるさとの自然、歴史、芸術資料など、地域文化を伝える資料の収集・保管を今後も継続して実施します。
- ③ 町指定文化財の保護・保全を図るため、関係機関、団体等との連絡を密にします。

指標名	総合計画策定時		前期実績:H30	中期実績:R4	後期目標:R12
びほーる開催の催事数	H26	62件	58件	50件	50件
保全対象文化財数	H26	4件	4件	4件	4件

(3) 計画 次のとおり

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10地域文化 の振興等	(2)過疎地域持続 的発展特別事業 地域文化振 興	文化財等収集保全事業  過去の先人たちが残してくれた優れた文化を後世に伝えるため、美幌町の町指定文化財の保護を行うとともに、その啓蒙普及活動を推進します。	町	
		埋蔵文化財発掘調査事業  農地整備事業に伴う所在確認・範囲確認調査を実施するとともに、町内において、急を要する調査についても適宜対応し、歴史と文化を語る固有財産の保護を推進する。	町	
		芸術文化振興事業  町民が芸術文化に触れる機会を拡充するとともに、文化活動の活性化を図る。 また、鑑賞事業等により町民が生の芸術に触れる機会充実を図り、町民の文化的な活動への関心を高める。	町	定住自立圏 関連事業

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

美幌町公共施設等総合管理計画の基本的な考え方に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

## 1.2 再生可能エネルギーの利用推進

### (1) 現況と問題点

令和4年3月に2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「北海道美幌町ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。これまで公共施設への再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの実践、豊かな森林の適切な管理による二酸化炭素吸収源の最大限の活用などに取り組んできましたが、脱炭素型のライフスタイル、ビジネススタイルへの転換に向けた普及啓発など、更なる地球温暖化対策への取り組みが必要です。

令和6年度に「美幌町地球温暖化対策実行計画」を策定し、2050年までの「ゼロカーボンシティ」の実現に向け、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進する上で、2030年度までの削減目標やその達成に向けた取組等を示しました。また、気候変動への対応は、温室効果ガス排出を削減する「緩和策」だけでなく、将来予測される気象変動による被害の回避・軽減を図る「適応策」も併せて、計画を進めていく必要があります。「ゼロカーボンシティ」を実現するためには町民、事業者、行政が地球温暖化の現状と危機意識を共有し、省エネルギーや再生可能エネルギーの導入、森林吸収源の保全、リサイクルなどに協働して取り組む必要があります。

### (2) その対策

- ① 公共施設の省エネルギー・再生エネルギー化を推進します。
- ② 町民・事業者への省エネルギー・再生エネルギー化へ向けた普及啓発を行います。
- ③ 木質バイオマスなどの地域特性を活かした再生エネルギーの導入を図り、低炭素地域づくりを推進します。
- ④ 2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指し、各分野と連携を図りながら地道に取り組んでいきます。また、自然環境への負荷の軽減及び保護に努め、地域が一体となって環境共生のまちづくりを進めます。

指標名	総合計画策定時		前期実績:H30	中期実績:R4	後期目標:R12
住宅用太陽光発電設備の設置件数	H26	206 件	264 件	-	-
ペレットストーブの設置件数	H30 (中期追加)	80 台	-	90 台	100 台
町の事務事業に伴う温室効果ガス排出量	H25	8,002,938 kg-CO2	7,150,279 kg-CO2	5,909,842 kg-CO2	5,056,797 kg-CO2

### (3) 計画 次のとおり

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
11再生可能 エネルギー の利用の推 進	(2)過疎地域持続 的発展特別事業 再生可能エネ ルギー利用	木質ペレットストーブ購入促進事業 「美幌発低炭素な町づくり」「美幌町新エネルギービ ジョン」に基づき、化石燃料の代替によるCO2排出削 減及び木質バイオマスエネルギー推進のため、木質 ペレットストーブの利用促進を図る。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

美幌町公共施設等総合管理計画の基本的な考え方に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

### 1.3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

#### (1) 現況と問題点

人口減少、少子高齢化が進行していますが、地域には地域資源や人的要素、社会的要素、経済的要素など多様な資源が存在します。地域活性化のため、地域を支える人材が必要であり、地域の魅力・資源に気づき、磨いていけるよう、地域資源の発掘、再生、創造に人材力を結集していくことが重要です。交流人口の増加、自然・再生可能エネルギー・経済の地域内循環を創出するため、地域にとって必要な老朽化した既存公共施設の補修や地域経済活性化対策などの事業が必要です。

#### (2) その対策

- ① 老朽化した既存公共施設の補修事業などにより、必要な公共施設の効率的活用を図ります。
- ② 地域資源、地域経済循環を目的とした事業に対して助成制度を設けることにより、地域内循環を促進します。
- ③ 旧校舎、旧職員住宅、危険廃屋等施設の解体により、景観に配慮したまちづくりに努めます。

#### (3) 計画 次のおり

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
12その他地域の持続的発展に 関し必要な事項		町有財産未利用施設除却事業 用途が廃止され、老朽化が著しい町有財産未利用 施設の除却を進める。	町	

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

美幌町公共施設等総合管理計画の基本的な考え方にに基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	<p><b>○移住・定住促進事業</b> 〈事業内容〉 特設サイトをはじめとしたプロモーション、移住相談拠点施設「KITEN」及び移住体験住宅の利用を通じた生活体験により、移住相談から生活体験、完全移住へと段階的な取組を実施する。また、KITENを活用したワーケーションやサテライトオフィス利用を通じた関係人口・協働人口の創出を図る。 〈必要性・効果〉 本町の交通アクセスの優位性や災害の少なさなどを活かした積極的なPRを行うことで、移住・定住及び二地域居住の促進につながる。</p>	町	定住自立圏関連事業  地域の持続的発展に資する事業であり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 (以下、各事業において同じ)
	地域間交流	<p><b>○国際交流事業</b> 〈事業内容〉 友好姉妹都市ケンブリッジとの間で、ケンブリッジ高校と美幌高校、町外高校へ通学する生徒との短期交換留学や訪問団との交流を通じて、国際交流を推進する。 〈必要性・効果〉 異文化の学習・体験等を通じて、町民の国際理解及び国際感覚を高めることができる。</p>	町	
	人材育成	<p><b>○地域おこし協力隊事業</b> 〈事業内容〉 地域おこし協力隊員を採用し、地域協力活動による地域活性化支援と隊員の定住を図ることで、協力隊・地域(関係諸団体等)・美幌町の三方良しの取組を推進する。 〈必要性・効果〉 これまで採用を行ってきた移住・定住や観光分野をはじめ、地域の課題解決のために必要な人材を確保できるとともに、任期終了後の起業等での定住に結びつくことにより、地域の活性化が期待される。</p>	町	
		<p><b>○福祉担い手育成推進事業</b> 〈事業内容〉 資格取得等に係る経費の一部や町外から転入し、町内の介護事業所に勤める方に住宅準備費用を補助する。また、国内の担い手不足から介護事業所において外国人介護職員を確保した場合に採用等に係る経費を助成する。 〈必要性・効果〉 町内の介護人材の確保及び資質の向上と定</p>	町	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>着の促進により、町民福祉の増進を図る。</p> <p><b>○医療従事者就業支援等補助事業</b>          〈事業内容〉          町内の医療機関等に就職した医療従事者に対して、住宅準備費用及び就業支援のため、補助を行う。          〈必要性・効果〉          医療従事者不足は深刻化している状況であり、不足解消は喫緊の課題である。住宅準備費用等、就業時に必要となる費用の負担軽減を行い、医療従事者の新規就業及び定着を促すことで、医療の安定的な確保が図られる。</p> <p><b>○新規就農者等支援事業</b>          〈事業内容〉          農業後継者を確保するための就農支援を行う。          〈必要性・効果〉          農業後継者不足が深刻化していることから、後継者確保及び担い手の育成が求められている。          新規参入者への就農支援を行うことにより、初期投資費用の軽減が図られ、新規就農者や新規農業従事者の定着の促進を図る。</p> <p><b>○みらい農業センター管理運営事業</b>          〈事業内容〉          みらい農業センターの施設・圃場を活用し経営能力の優れた新たな農業の担い手を育成するため、新規就農者の受入及び研修を実施する。また、実証展示圃場における各種栽培試験をとおして、地域に適合した新規作物や基幹作物における新たな栽培技術等の調査研究を実施し、その効果や有益性を見極めて地域に普及を図る。          〈必要性・効果〉          美幌町の農業は大規模畑作経営を主体に発展してきた経過にあるが、近年の異常気象による気象災害や生産資材費の高騰等の影響から農業所得は不安定な要素もある。所得補填対策として、高収益型の新規作物を導入した複合経営や積極的な新技術への挑戦による農業所得の向上・安定化を図る必要がある。地域の営農体系に組み込むことが可能な小規模栽培でも高い収益性が期待できるアスパラガスハウス立茎栽培や国産アスパラガスの完全端境期出荷が可能な冬季栽培法の伏せ込み促成栽培、ハウスの遊休期間を有効活</p>	<p>町</p> <p>町 ・ その他</p> <p>町 ・ その他</p>	<p>定住自立圏 関連事業</p> <p>定住自立圏 関連事業</p>

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>用して栽培するイチゴ苗増殖栽培について、みらい農業センターにおいて栽培試験による調査研究に取組み、栽培法を確立し、地域への普及推進を図り、町を代表する特産品として成長させると同時に農業収益の向上を図る。</p> <p>基幹作物の畑作3品(小麦、甜菜、馬鈴薯)や豆類については、JA びほろ、普及センター美幌支所、日甜美幌原料事務所と連携して新品種試験や新技術試験に取り組み、有効性や導入価値を確認し、地域へ普及を図り、農業収益の向上を図る。</p> <p><b>○森林経営管理事業</b>  &lt;事業内容&gt;  森林経営管理法に基づき、森林経営管理、森林整備、人材育成・担い手確保、木材利用の普及啓発を推進する。  &lt;必要性・効果&gt;  森林所有者の世代交代等により、適切な森林経営が行われていない森林が発生することが懸念されることから、森林所有者と担い手との間を町が仲介する森林経営管理制度を活用することにより、適切な森林経営管理、森林整備、新たな担い手の確保につながる。</p> <p><b>○起業家支援事業</b>  &lt;事業内容&gt;  町内で起業を図る事業者に対し、起業に必要な経費の一部を補助する。  &lt;必要性・効果&gt;  多様な人材を確保し、地域の新たな雇用を創出するとともに、まちのにぎわいを促す必要がある。  新たな雇用の創出や町外からの起業による人口の増加が図られるほか、新たな事業が開始されることにより、消費の拡大など地域経済の多方面な効果が期待される。</p> <p><b>○事業承継支援事業</b>  &lt;事業内容&gt;  事業承継に係る国の補助金に、町が独自の上乗せ補助を行い、町内事業者の事業承継の促進、事業の継続化及び雇用の安定を図る。  &lt;必要性・効果&gt;  高齢化や人口減少による後継者不足が課題とされる中で、国の補助制度に併せ町が支援を行うことで、事業承継の促進が期待される。さらには、事業の継続や雇用の安定により、町の人口や経済の維持にもつながる。</p>	町	定住自立圏 関連事業



持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	<p><b>○営農用水施設維持管理事業</b>          〈事業内容〉          水道未普及地区に営農用水を供給する施設の維持管理を行う。          〈必要性・効果〉          施設の老朽化が進行していることから、更新が必要となっている。大規模な改修は受益者の負担が大きいことから、計画的な補修による施設の延命が必要である。          飲用をはじめ、家畜や畑の防除用の営農用水として使用していることから地域にとって欠くことのできない重要な施設であることから、施設の補修により地域住民が安心して暮らすための生活環境の形成が図られる。</p> <p><b>○農業情報提供事業</b>          〈事業内容〉          気象情報配信システムの維持補修を行う。          〈必要性・効果〉          気象情報の配信は、農作物の生産要素の主要な部分を占めており、農業の経営安定に大きく寄与する。          観測機器の計画的な修繕を行うことにより農業経営の安定確保が図られる。</p> <p><b>○新規就農者等支援事業</b>          〈事業内容〉          農業後継者を確保するための就農支援を行う。          〈必要性・効果〉          農業後継者不足が深刻化していることから、後継者確保及び担い手の育成が求められている。          新規参入者への就農支援を行うことにより、初期投資費用の軽減が図られ、新規就農者や新規農業従事者の定着の促進を図る。</p> <p><b>○みらい農業センター管理運営事業</b>          〈事業内容〉          みらい農業センターの施設・圃場を活用し経営能力の優れた新たな農業の担い手を育成するため、新規就農者の受入及び研修を実施する。また、実証展示圃場における各種栽培試験をとおして、地域に適合した新規作物や基幹作物における新たな栽培技術等の調査研究を実施し、その効果や有益性を見極めて地域に普及を図る。          〈必要性・効果〉          美幌町の農業は大規模畑作経営を主体に発</p>	<p>町</p> <p>町</p> <p>町 ・ その他</p> <p>町 ・ その他</p>	<p>定住自立圏 関連事業</p>

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>展してきた経過にあるが、近年の異常気象による気象災害や生産資材費の高騰等の影響から農業所得は不安定な要素もある。所得補填対策として、高収益型の新規作物を導入した複合経営や積極的な新技術への挑戦による農業所得の向上・安定化を図る必要がある。地域の営農体系に組み込むことが可能な小規模栽培でも高い収益性が期待できるアスパラガスハウス立茎栽培や国産アスパラガスの完全端境期出荷が可能な冬季栽培法の伏せ込み促成栽培、ハウスの遊休期間を有効活用して栽培するイチゴ苗増殖栽培について、みらい農業センターにおいて栽培試験による調査研究に取組み、栽培法を確立し、地域への普及推進を図り、町を代表する特産品として成長させると同時に農業収益の向上を図る。</p> <p>基幹作物の畑作3品(小麦、甜菜、馬鈴薯)や豆類については、JA びほろ、普及センター美幌支所、日甜美幌原料事務所と連携して新品種試験や新技術試験に取り組み、有効性や導入価値を確認し、地域へ普及を図り、農業収益の向上を図る。</p> <p><b>○有害鳥獣対策事業</b>  &lt;事業内容&gt;  エゾシカによる農作物被害を防止するために設置したシカ柵の維持補修や、エゾシカの個体数の調整を行い、農作物被害の減少を図る。  野生鳥獣の保護管理や、有害鳥獣(カラス、ヒグマ、キツネ等)の駆除及び駆除の的確な指導を行う。  &lt;必要性・効果&gt;  有害鳥獣による農作物への被害による生産性の低下が懸念されている。  シカ柵の維持管理及び捕獲事業への助成等により、個体数の減少を図り、農作物の被害防止と農業者の生産意欲の低下の防止、基幹産業である農業の持続的発展を図る。  また、人的被害防止のため、箱わなを使用したヒグマの捕獲を実施している。</p> <p><b>○環境保全型農業直接支援対策事業</b>  &lt;事業内容&gt;  地球温暖化防止や生物多様性保全等に取り組む農業者団体等に対し、助成を行う。  &lt;必要性・効果&gt;  近年、たい肥等の使用量の低下や化学肥料・農薬への過度な依存による営農環境の悪</p>	<p>町</p> <p>町</p>	<p>定住自立圏 関連事業</p>

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>化が見られることから、環境と調和のとれた持続的な農業生産に取り組む農業者の増加が必要である。</p> <p>環境保全効果の高い営農活動を行う農業者へコスト支援を行うことにより、環境に優しい農業に取り組む農業者の増加が図られる。</p> <p><b>○乳用牛・肉用牛振興推進事業</b>  &lt;事業内容&gt;  酪農経営及び畜産経営の体質強化を図るため、畜産団体の経費や性別凍結精液の購入代金、繁殖牛の購入代金に対し助成を行う。</p> <p>&lt;必要性・効果&gt;  酪農家の休日確保、後継者対策を含めゆとりある酪農経営を目指すため酪農ヘルパーの確保が必要である。</p> <p>また、担い手不足や飼料の高騰による収益の悪化により酪農家や畜産農家が減少していることから、優良雌牛の牛群整備や優秀な繁殖素牛の導入への助成を行うことにより、経営の安定化と収益の向上を図る。</p> <p><b>○美幌峠牧場管理運営事業</b>  &lt;事業内容&gt;  公共牧場としての機能を維持するため、美幌峠牧場の管理運営を行う。</p> <p>&lt;必要性・効果&gt;  農業経営の安定に寄与するため、農業者からの要望が多く、地域畜産業の振興を図るうえで必要性が高い。</p> <p>町内外の農家が飼養する牛の預託を受け、放牧や人工授精業務を行うことで、畜産振興の基盤確立、経営の安定化につながっている。</p> <p>平成 25 年度から賃貸借により農業生産法人が運営を行っており、今後も公共牧場としての機能を維持することで、農家経営の更なる安定化を図るとともに、地域畜産振興の拠点としての運営が期待できる。</p> <p><b>○田中第2地区道営土地改良事業</b>  &lt;事業内容&gt;  農業生産性の向上及び経営の安定化を図るため、農地の基盤整備を行う。</p> <p>区画整理 429.6ha  暗渠排水 192.7ha  客土 33.2ha</p> <p>&lt;必要性・効果&gt;</p>	<p>町</p> <p>町</p> <p>道</p>	



持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>い、持続的な農業経営の安定を図ることにより将来にわたり地域社会の活性化を図るものである。</p> <p><b>○中央野崎地区道営土地改良事業</b>            〈事業内容〉            農業生産性の向上及び経営の安定化を図るため、農地の基盤整備を行う。            区画整理 149.3ha            暗渠排水 52.1ha            客 土 21.6ha            農業用排水施設 380.5ha            〈必要性・効果〉            農業を取り巻く情勢が厳しさを増す中で、活力ある農業・農村を整備し、農業の国際化に耐えうる農業経営基盤の確立、強い農業づくりを進めることが重要となっている。            このため、生産性の高い農業生産体制の確立に向け、安全安心で高品質な農畜産物を安定的に生産できる体制の整備を図るための区画整理等を実施した農家の負担軽減対策を行い、持続的な農業経営の安定を図ることにより将来にわたり地域社会の活性化を図るものである。</p>	道	
		<p><b>○稲都福梅第2地区道営土地改良事業</b>            〈事業内容〉            農業生産性の向上及び経営の安定化を図るため、農地の基盤整備を行う。            区画整理 318.5ha            暗渠排水 69.0ha            客 土 27.7ha            農業用排水施設 126.8ha            〈必要性・効果〉            農業を取り巻く情勢が厳しさを増す中で、活力ある農業・農村を整備し、農業の国際化に耐えうる農業経営基盤の確立、強い農業づくりを進めることが重要となっている。            このため、生産性の高い農業生産体制の確立に向け、安全安心で高品質な農畜産物を安定的に生産できる体制の整備を図るための区画整理等を実施した農家の負担軽減対策を行い、持続的な農業経営の安定を図ることにより将来にわたり地域社会の活性化を図るものである。</p>	道	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		<p><b>○美幌美高地区道営土地改良事業</b>            〈事業内容〉            農業生産性の向上及び経営の安定化を図るため、農地の基盤整備を行う。            区画整理 135.8ha            暗渠排水 77.8ha            客 土 64.0ha            〈必要性・効果〉            農業を取り巻く情勢が厳しさを増す中で、活力ある農業・農村を整備し、農業の国際化に耐えうる農業経営基盤の確立、強い農業づくりを進めることが重要となっている。            このため、生産性の高い農業生産体制の確立に向け、安全安心で高品質な農畜産物を安定的に生産できる体制の整備を図るための区画整理等を実施した農家の負担軽減対策を行い、持続的な農業経営の安定を図ることにより将来にわたり地域社会の活性化を図るものである。</p> <p><b>○中央豊幌地区道営土地改良事業</b>            〈事業内容〉            農業生産性の向上及び経営の安定化を図るため、農地の基盤整備を行う。            区画整理 208.2ha            暗渠排水 96.1ha            客 土 449.0ha            〈必要性・効果〉            農業を取り巻く情勢が厳しさを増す中で、活力ある農業・農村を整備し、農業の国際化に耐えうる農業経営基盤の確立、強い農業づくりを進めることが重要となっている。            このため、生産性の高い農業生産体制の確立に向け、安全安心で高品質な農畜産物を安定的に生産できる体制の整備を図るための区画整理等を実施した農家の負担軽減対策を行い、持続的な農業経営の安定を図ることにより将来にわたり地域社会の活性化を図るものである。</p> <p><b>○基幹水利施設管理事業</b>            〈事業内容〉            国営かんがい排水事業で造成された施設の維持管理を実施する。            〈必要性・効果〉            国営かんがい排水事業女満別地区(美幌町、大空町)で造成されたかんがい施設(古梅ダム、本郷排水機場等)の適正な維持管理の実施が必要である。このため、施設の維持管</p>	<p>道</p> <p>道</p> <p>町</p>	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		理に係る人員体制の適切な配置を行うことにより、かんがい用水及び排水の合理的な利用を促進し農業生産性の向上と農業経営の安定を図る。		
		<p><b>○多面的機能支払事業</b>            〈事業内容〉            農産物の供給の機能以外の多面的な機能を発揮するため、地域で行う共同活動の支援を行う。</p> <p>〈必要性・効果〉            近年の農村地域の過疎化、高齢化の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念される。</p> <p>このため、多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進する。</p>	町	
		<p><b>○木質ペレットストーブ購入促進事業</b>            〈事業内容〉            木質ペレットストーブを購入する者に対して助成を行う。            (補助率 2/3 限度額 40 万円)</p> <p>〈必要性・効果〉            本町では、温室効果ガスの削減・吸収、炭素固定化による「低炭素な町づくり」を目指し、その取り組みのひとつとして木質ペレットストーブの普及を図っているが、一般の暖房器具に対し価格が高価であるという課題がある。</p> <p>購入補助の制度を活用することにより一般暖房器具と同等の価格帯となることで普及が促進され、化石燃料の代替によるCO2 排出削減及び地域資源循環システムの構築が図られる。</p>	町	
		<p><b>○エコハウス補修事業</b>            〈事業内容〉            老朽化に伴うエコハウスの補修を行う。</p> <p>〈必要性・効果〉            利用者の安全性の確保を図るため、計画的な補修による施設の延命化が必要である。</p> <p>施設の補修により、農林業、生活文化、自然に対する認識を深め、地域住民及び都市生活者等に自然環境を活用した体験学習及び健全な余暇、野外活動を普及推進するとともに保</p>	町	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	<p>商工業・6次産業化</p>	<p>健休養の場としての利用が図られる。</p> <p><b>○林業館管理事業</b>          〈事業内容〉          美幌林業館さてらすの維持管理及び林業館を通して木育活動の推進を図る。          〈必要性・効果〉          利用促進のためのPRや、遊具等の計画的な導入、維持管理を行うことにより、木育活動の拠点としての施設利用が図られる。</p> <p><b>○地場産材利用促進事業</b>          〈事業内容〉          美幌町産 FSC®森林認証材を使用した木製品の開発を行い、町産材の利用促進及び付加価値向上を図る。          〈必要性・効果〉          再造林放棄や不法伐採等の山の荒廃を広げさせないため、FSC®森林認証制度による環境に配慮した森林保全の取り組みを進めており、森林認証材を使用した木製品の開発・普及促進を図ることで、自然環境に配慮した質の高い森林の保全につながる。</p> <p><b>○森林経営管理事業</b>          〈事業内容〉          森林経営管理法に基づき、森林経営管理、森林整備、人材育成・担い手確保、木材利用の普及啓発を推進する。          〈必要性・効果〉          森林所有者の世代交代等により、適切な森林経営が行われていない森林が発生することが懸念されることから、森林所有者と担い手との間を町が仲介する森林経営管理制度を活用することにより、適切な森林経営管理、森林整備、新たな担い手の確保につながる。</p> <p><b>○プレミアム商品券発行事業</b>          〈事業内容〉          商店街の活性化とポイントカード(スマッピーカード)の利用促進のため、消費拡大セールへの助成を行う。          〈必要性・効果〉          中心市街地の空洞化が進む中、借上公営住宅の整備により中心市街地に居住する高齢者が増えていることから、今後は市街地の整備改善と商業の活性化が一体的に行われる必要がある。          各商店街が、情報化社会に対応したポイン</p>	<p>町</p> <p>町</p> <p>町</p> <p>町 ・ その他</p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p>定住自立圏 関連事業</p>

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>トカードシステムを活用し、消費者へのサービス拡大を図ることにより、地域の魅力ある店舗や商品に触れる機会を創出し、持続的な消費拡大、商店街の活性化につながる。</p> <p><b>○店舗リフォーム促進事業</b>          〈事業内容〉          店舗のイメージアップに資するリフォームに要する改修費用の一部を助成する。          (補助率 1/2 上限 100 万円)          〈必要性・効果〉          町内の店舗は老朽化しているものも多く、リフォームによるイメージアップが必要とされている。          経営指導及び店舗のイメージアップに資するリフォームに要する経費の一部を補助することにより、集客力の強化による経営の安定化及び店舗機能の維持又は向上を図るとともに、地域経済の活性化を図る。</p> <p><b>○起業家支援事業</b>          〈事業内容〉          町内で起業を図る事業者に対し、起業に必要な経費の一部を補助する。          〈必要性・効果〉          多様な人材を確保し、地域の新たな雇用を創出するとともに、まちのにぎわいを促す必要がある。          新たな雇用の創出や町外からの起業による人口の増加が図られるほか、新たな事業が開始されることにより、消費の拡大など地域経済の多方面な効果が期待される。</p> <p><b>○空き店舗活用促進事業</b>          〈事業内容〉          中心市街地の空き店舗を新たに活用しようとする者に対し、家賃の一部を補助する。          (補助率 1/4 上限 2 万円)          〈必要性・効果〉          中心市街地の空洞化が進む中、借上公営住宅の整備により中心市街地に居住する高齢者が増えていることから、今後は空き店舗などの利用促進が求められている。          空き店舗を活用した新規起業家支援を行い、街なかに賑わいや活力を創出し、消費者の利便性向上や快適な生活環境の形成が図られる。</p>	<p>町</p> <p>町</p> <p>町</p>	<p>定住自立圏 関連事業</p> <p>定住自立圏 関連事業</p> <p>定住自立圏 関連事業</p>



持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		<p><b>○地域特産品販路拡大事業</b>            〈事業内容〉            既存の特産品及び新たな特産品の販路拡大事業を推進する。            〈必要性・効果〉            本町の特産品は、基幹産業である農産物の加工品をはじめ多数揃っているが、その多くの商品が知名度の低い状況にある。一方、官民の協議会を立ち上げ新たな特産品も開発されているが、特産品を通じた町のPRは、町全体としての課題でもある。            特産品の効果的なPRを通じて、町の知名度の向上、基幹産業の持続的発展、交流人口、雇用の増加が図られる。</p> <p><b>○ターミナル物産センター管理運営事業</b>            〈事業内容〉            ターミナル物産センターの管理運営を行い、物産館・案内所の利便性向上により観光拠点としての強化を図る。            〈必要性・効果〉            施設の老朽化が進んでいることから、計画的な補修を行うことで、観光の拠点としての施設利用が促進される。</p> <p><b>○交流促進センター施設補修事業</b>            〈事業内容〉            施設の老朽化による補修を計画的に行う。            〈必要性・効果〉            町民の健康増進と地域間交流を促進し、活力ある地域づくりに資することを目的に建設された当該施設は、町民の利用が多く小さな子供から高齢者まで幅広い世代に利用されている。            しかしながら、老朽化による維持補修費が年々増加しており、利用者の施設補修等に対する要望も多いことから、計画的な補修事業を実施することで、利用者サービスを低下させることなく、指定管理者の活用などにより、健康増進及び交流促進の中核的施設として更に活用する。</p> <p><b>○住宅リフォーム促進事業</b>            〈事業内容〉            町民が居住する住宅の改修費用に対する助成を行う。            (補助率 1/5 上限 50 万円)            〈必要性・効果〉            町民の住環境整備や将来の空き家対策が</p>	<p>町</p> <p>町</p> <p>町</p> <p>町 ・ その他</p>	<p>定住自立圏 関連事業</p> <p>定住自立圏 関連事業</p> <p>定住自立圏 関連事業</p>
	その他			

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		課題となっている。 住宅の改修工事に要する費用の一部を補助することで、町民が安心して暮らすための居住環境の整備、定住促進による人口流出の防止、環境負荷の低減及び地域経済の活性化を図る。		
3 地域における情報化	過疎地域持続的発展特別事業 情報化	<b>○広報推進事業</b> 〈事業内容〉 ホームページやSNS、地デジ広報などを運用し、幅広い世代により多くの情報を発信する。 〈必要性・効果〉 発信する情報を充実させ、美幌町の魅力を広く発信し、情報発信力の強化を図る。	町	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	過疎地域持続的発展特別事業 公共交通          その他	<b>○公共交通維持確保改善事業</b> 〈事業内容〉 路線バスや乗合タクシーを支援することにより路線を維持・確保するとともに、北海道全体で北海道鉄道に対する支援を行い、路線維持を図る。 また、美幌町地域公共交通活性化協議会を開催し、地域公共交通計画に基づき公共交通の充実を図る。 〈必要性・効果〉 本町の公共交通は、JR石北本線の鉄道をはじめ、路線バスや乗合タクシー、混乗スクールバスなど、広く町民の足として利用されているが、利用者が年々減少している傾向にある。 事業実施により、公共交通の運行の維持・確保及び利便性の向上による利用者の増加が期待され、公共交通の路線の廃止又は縮小に歯止めをかけることができる。また、広く町民の足を確保することで町民の相互交流が促進され、まちづくりの推進が図られる。  <b>○道路維持管理事業</b> 〈事業内容〉 自動車や歩行者等の安全を確保し、住民の生活を守るための町道維持管理を行う。 〈必要性・効果〉 街路や道路の整備に対する住民ニーズも高まっており、交通機関の充実と共に都市計画にあわせた環境や福祉に配慮した道路の整備や管理が求められていることから、維持補修などの管理の充実を図る。 事業実施により、住民生活の安全確保が図られる。	町 ・ その他	定住自立圏 関連事業

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p><b>○農村部除雪協力体制強化事業</b>            〈事業内容〉            冬期間の農村地区の路線確保を図るため、除排雪の委託を行う。            〈必要性・効果〉            除雪組合がない地区は地区全路線の除雪に時間を要することとなるため、児童、生徒の通学、集乳に影響することとなるため、必要性が高く、実施により、迅速な路線の確保ができ、冬期の登下校の安全性を確保できる。</p>	町	
		<p><b>○堤内排水対策事業</b>            〈事業内容〉            大雨などによる河川の増水により、住宅等へ水害が及ばないように各樋門に排水ポンプを設置し、監視体制を整える。            〈必要性・効果〉            各樋門に排水ポンプを設置し、監視体制を整えることで、大雨災害等による浸水被害を軽減でき、河川沿線住民の不安解消及び安全確保を図る。</p>	町	
		<p><b>○河川補修事業</b>            〈事業内容〉            樋管管理、河川や排水路の維持管理、河川浚渫を実施する。            〈必要性・効果〉            河川の氾濫被害を軽減するため適切な維持管理を行う必要があり、実施により沿線住民が安心して暮らせる環境づくりを図る。</p>	町	
		<p><b>○町道第8号道路補修事業</b>            〈事業内容〉            道路環境の整備のため、道路の補修を実施する。            〈必要性・効果〉            街路や道路の整備に対する住民ニーズも高まっており、交通機関の充実と共に都市計画にあわせた環境や福祉に配慮した道路の整備や管理が求められていることから、維持補修の充実を図る。            事業実施により、住民生活の安全確保が図られる。</p>	町	
		<p><b>○町道第9号道路補修事業</b>            〈事業内容〉            道路環境の整備のため、道路の補修を実施する。            〈必要性・効果〉</p>	町	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>街路や道路の整備に対する住民ニーズも高まっており、交通機関の充実と共に都市計画にあわせた環境や福祉に配慮した道路の整備や管理が求められていることから、維持補修の充実を図る。</p> <p>事業実施により、住民生活の安全確保が図られる。</p>		
		<p><b>○町道第11号道路補修事業</b>            〈事業内容〉            道路環境の整備のため、道路の補修を実施する。            〈必要性・効果〉            街路や道路の整備に対する住民ニーズも高まっており、交通機関の充実と共に都市計画にあわせた環境や福祉に配慮した道路の整備や管理が求められていることから、維持補修の充実を図る。</p> <p>事業実施により、住民生活の安全確保が図られる。</p>	町	
		<p><b>○町道第19号道路補修事業</b>            〈事業内容〉            道路環境の整備のため、道路の補修を実施する。            〈必要性・効果〉            街路や道路の整備に対する住民ニーズも高まっており、交通機関の充実と共に都市計画にあわせた環境や福祉に配慮した道路の整備や管理が求められていることから、維持補修の充実を図る。</p> <p>事業実施により、住民生活の安全確保が図られる。</p>	町	
		<p><b>○町道第31号道路補修事業</b>            〈事業内容〉            道路環境の整備のため、道路の補修を実施する。            〈必要性・効果〉            街路や道路の整備に対する住民ニーズも高まっており、交通機関の充実と共に都市計画にあわせた環境や福祉に配慮した道路の整備や管理が求められていることから、維持補修の充実を図る。</p> <p>事業実施により、住民生活の安全確保が図られる。</p>	町	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		<p><b>○町道第107号道路補修事業</b>            〈事業内容〉            道路環境の整備のため、道路の補修を実施する。            〈必要性・効果〉            街路や道路の整備に対する住民ニーズも高まっており、交通機関の充実と共に都市計画にあわせた環境や福祉に配慮した道路の整備や管理が求められていることから、維持補修の充実を図る。            事業実施により、住民生活の安全確保が図られる。</p>	町	
		<p><b>○町道第124号道路補修事業</b>            〈事業内容〉            道路環境の整備のため、道路の補修を実施する。            〈必要性・効果〉            街路や道路の整備に対する住民ニーズも高まっており、交通機関の充実と共に都市計画にあわせた環境や福祉に配慮した道路の整備や管理が求められていることから、維持補修の充実を図る。            事業実施により、住民生活の安全確保が図られる。</p>	町	
		<p><b>○町道第157号道路補修事業</b>            〈事業内容〉            道路環境の整備のため、道路の補修を実施する。            〈必要性・効果〉            街路や道路の整備に対する住民ニーズも高まっており、交通機関の充実と共に都市計画にあわせた環境や福祉に配慮した道路の整備や管理が求められていることから、維持補修の充実を図る。            事業実施により、住民生活の安全確保が図られる。</p>	町	
		<p><b>○町道第217号道路補修事業</b>            〈事業内容〉            道路環境の整備のため、道路の補修を実施する。            〈必要性・効果〉            街路や道路の整備に対する住民ニーズも高まっており、交通機関の充実と共に都市計画にあわせた環境や福祉に配慮した道路の整備や管理が求められていることから、維持補修の充実を図る。</p>	町	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		<p>事業実施により、住民生活の安全確保が図られる。</p> <p><b>○町道第701号道路補修事業</b>            〈事業内容〉            道路環境の整備のため、道路の補修を実施する。            〈必要性・効果〉            街路や道路の整備に対する住民ニーズも高まっており、交通機関の充実と共に都市計画にあわせた環境や福祉に配慮した道路の整備や管理が求められていることから、維持補修の充実を図る。            事業実施により、住民生活の安全確保が図られる。</p> <p><b>○くらし安全活動推進事業</b>            〈事業内容〉            住民の防犯意識啓発及び暴力団追放活動の推進のため補助等を行う。            〈必要性・効果〉            安心、安全なまちづくりを推進するにあたっては、地域ぐるみで防犯意識の啓発、暴力団追放活動を推進していくことが必要であるが、事業実施により、継続的に活動することができ、地域全体での意識向上が図られる。</p>	<p>町</p> <p>町</p>	
5 生活環境の整備	過疎地域持続的発展特別事業 生活	<p><b>○住宅リフォーム促進事業</b>            〈事業内容〉            町民が居住する住宅の改修費用に対する助成を行う。            (補助率 1/5 上限 50 万円)            〈必要性・効果〉            町民の住環境整備や将来の空き家対策が課題となっている。            住宅の改修工事に要する費用の一部を補助することで、町民が安心して暮らすための居住環境の整備、定住促進による人口流出の防止、環境負荷の低減及び地域経済の活性化を図る。</p> <p><b>○公営住宅維持管理事業</b>            〈事業内容〉            公営住宅の老朽化による計画的な維持補修や駐車場整備等の個別改善を実施する。            〈必要性・効果〉            住宅に困窮している所得の低い方や高齢者・障がい者などの方に対して、低廉な家賃で賃貸し、生活水準の向上を図るため昭和 39 年</p>	<p>町 ・ その他</p> <p>町</p>	



持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		<p><b>○リサイクルセンター維持管理事業</b>            &lt;事業内容&gt;            資源物の集積加工を行うリサイクルセンターの老朽化による計画的な補修を行う。            &lt;必要性・効果&gt;            ごみの減量化と再資源化のため、リサイクルを円滑に進めていく必要があり、老朽化した施設の補修を計画的に実施することで、更なるリサイクルの推進や環境負荷低減が図られる。</p> <p><b>○ごみ分別収集関連事業</b>            &lt;事業内容&gt;            各家庭から排出されるごみの収集の実施及びリサイクルを推進し、ごみの減量化や資源の再利用を図る。            &lt;必要性・効果&gt;            一般ごみの収集のほか、分別及びリサイクルの指導を強化することでごみの減量化を図ることが必要であり、事業実施により衛生及び環境美化が図られる。</p> <p><b>○終末処理場維持管理事業</b>            &lt;事業内容&gt;            処理場の点検等の維持管理や修繕により処理水質を確保しての河川等公共水域への放流、汚泥の適切な処理を行う。            &lt;必要性・効果&gt;            汚水処理により衛生的で快適な生活環境を提供する必要があるため、適切な維持管理、修繕等を行い、生活環境の向上を図る。</p> <p><b>○公共下水道管渠維持管理事業</b>            &lt;事業内容&gt;            管渠施設の適切かつ計画的な維持管理を行う。            &lt;必要性・効果&gt;            不具合が多くなっている管渠施設を適切に管理することにより、速やかに市街地の污水収集が可能となり、直接処理場を経て公共水域に放流できることから、衛生的で快適な生活環境の向上が図られる。</p> <p><b>○個別排水処理施設維持管理事業</b>            &lt;事業内容&gt;            個別排水処理施設に係る点検、修繕等維持管理を行う。            &lt;必要性・効果&gt;            農村地域等の公共下水道区域外において、水洗化を実施するために設置した合併浄化槽</p>	<p>町</p> <p>町 ・ その他</p> <p>町</p> <p>町</p> <p>町</p>	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	防災・防犯	<p>の適切な維持管理を行うことで、公共用水域の水質の保全と、衛生的で快適な生活環境の向上を図る。</p> <p><b>○消防職員安全装備品整備事業</b>          〈事業内容〉          消防隊進入困難箇所での初動活動等をスムーズに行うため、安全装備品の整備を行う。          〈必要性・効果〉          異常気象により過去に例を見ない災害が各地で発生しているが、大雨、洪水、暴風雪等に起因する災害に対し、消防職員自身の安全の確保が必要であり、各種安全装備品の整備により円滑な災害活動の向上を図る。</p> <p><b>○消防団員装備品整備事業</b>          〈事業内容〉          地域防災力の要である消防団員の装備品を整備する。          〈必要性・効果〉          各地で頻発する局地的な豪雨、豪雪、台風等が発生した際、地域防災力の要である消防団員の支援は不可欠であるが、災害現場においては、装備の充実が有効な活動に直結するため、災害活動時の消防団員自身の事故防止と安全管理の徹底を図るとともに、住民の安心、安全の確保を図る。</p> <p><b>○通信指令施設保守管理事業</b>          〈事業内容〉          施設の一括保守及び構成機器の更新整備等を行う。          〈必要性・効果〉          システム化・デジタル化した通信指令施設は、119番通報の受付から災害終結まで一連の指令業務において高い機動力を発揮しているが、24時間休ませることなく稼働し続けなければならないことから、経年による機能劣化が想定されるため、住民の生命と財産を守る重要施設として、構成機器の更新整備等を行うことで、地域力を高め、安心、安全なまちづくりが図られる。</p>	町	
	その他	<p><b>○空き家対策事業</b>          〈事業内容〉          適切に管理されていない老朽家屋等の把握を行い、適切な管理を促すとともに、除却補助の推進と制度周知を行い、不良住宅の除却促進を図る。</p>	町 ・ その他	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>〈必要性・効果〉 美幌町内の空き家等について、自主的な除却を促進することにより、空き家除却後の土地を利用した定住の促進や新築建設に伴う税収の増などが図れるとともに、町民の安心で安全な住環境の確保が図られる。</p>		
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	<p><b>〇ひとり親家庭等医療費助成事業</b> 〈事業内容〉 離別や死別等の理由でひとり親家庭等となった方に対して、医療費の一部を助成する。 〈必要性・効果〉 安心した生活を送るためには、安定的な医療の提供が不可欠であるが、比較的低収入であるひとり親家庭等における医療費の負担軽減措置を行うことで、保健福祉の増進が図られる。</p>	町	
		<p><b>〇子ども医療費助成事業</b> 〈事業内容〉 0歳から18歳までの通院費と入院費の助成を行う。 〈必要性・効果〉 安心した生活を送るためには、安定的な医療の提供が不可欠であるが、入通院機会の多い乳幼児や子どもの医療費の負担軽減措置を行うことで、保健福祉の増進が図られる。</p>	町	
		<p><b>〇子育て世代包括支援センター運営事業</b> 〈事業内容〉 妊娠期から子育て期にわたり、切れ目なく包括的な支援を提供するためのマネジメントを行う。 〈必要性・効果〉 妊娠から育児に関する悩みの相談や指導だけでなく、関係機関と連携した支援を行うことにより、全ての子どもの健やかな成長と母子保健対策の充実が図られる。</p>	町	
		<p><b>〇民間保育園利用助成事業</b> 〈事業内容〉 町で実施していない0歳児保育を行っている民間認可外保育所を利用している0～2歳児までの利用者には、町保育料との差額を補助し、さらに、町が行っている多子軽減についても同様の補助を行う。 〈必要性・効果〉 夫婦共働きや母子家庭の増加により低年齢児の保育施設の需要が拡大しているが、町の</p>	町 ・ その他	



持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		<p><b>○重度心身障害者医療費助成事業</b>            &lt;事業内容&gt;            重度心身障害者に対して、医療費の一部を助成する。            &lt;必要性・効果&gt;            安心した生活を送るためには、安定的な医療の提供が不可欠であるが、定期通院等、障がいのない方に比べて入通院機会の多い重度心身障害者の医療費の負担軽減措置を行うことで、保健福祉の増進が図られる。</p>	町	
		<p><b>○緊急通報電話機等設置事業</b>            &lt;事業内容&gt;            高齢者世帯や重度身体障害者世帯に緊急通報装置(非常ボタン、リズムセンサー、ペンダント・リモートスイッチ)を更新整備する。            &lt;必要性・効果&gt;            高齢者世帯や重度身体障害者の家庭内の事故を未然に防ぐとともに、安否確認や孤独感などの解消を図るとともに、自宅電話を通じた通報装置の整備により、第一報が消防又は委託業者へ通報され、緊急時の迅速な対応が可能となるため、住民福祉の向上が図られる。</p>	町	
		<p><b>○老人憩の家等運営事業</b>            &lt;事業内容&gt;            在宅で生活する要介護状態になるおそれのある高齢者に対し、交流の場を提供するとともに、家に閉じこもりがちな方に対し、支援員を中心に日常生活動作訓練、趣味活動、レクリエーション等の活動を実施する。            &lt;必要性・効果&gt;            要介護状態になるおそれのある高齢者に対し、レクリエーション等の交流の場を提供することで、介護予防の推進や健康増進・福祉の向上が期待されるとともに、老人憩いの家の浴室の無料開放により、低所得の高齢者世帯の生活向上にも効果が図られる。</p>	町	
		<p><b>○障害者福祉施設維持管理事業</b>            &lt;事業内容&gt;            施設整備及び維持補修を行う。            &lt;必要性・効果&gt;            障害者福祉団体が利用する施設の整備及び維持補修を行うことは障害福祉サービスの適正実施のために必要であり、その環境を整えることにより、保健福祉の増進と障害者福祉の向上が図られる。</p>	町	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	健康づくり	<p><b>○保健福祉総合センター維持管理事業</b>            〈事業内容〉            施設の設備等の整備、維持補修等を行う。</p> <p>〈必要性・効果〉            住民ニーズの高まりにより利用者が増加傾向にある施設の設備の点検整備、維持補修等を適切に行うことで、利用者の利便性の向上と健康づくりの推進が図られる。</p>	町	
7 医療の確保	過疎地域持続的発展特別事業 その他	<p><b>○医療従事者就業支援等補助事業</b>            〈事業内容〉            町内の医療機関等に就職した医療従事者に対して、住宅準備費用及び就業支援のため、補助を行う。</p> <p>〈必要性・効果〉            医療従事者不足は深刻化している状況であり、不足解消は喫緊の課題である。住宅準備費用等、就業時に必要となる費用の負担軽減を行い、医療従事者の新規就業及び定着を促すことで、医療の安定的な確保が図られる。</p>	町	定住自立圏 関連事業
8 教育の振興	過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	<p><b>○小中学校給食費支援事業</b>            〈事業内容〉            多子世帯への子育て支援として、第3子以降の小中学校給食費の無償化、その他の者には半額助成を行う。</p> <p>〈必要性・効果〉            小学校1年生から高校3年生までの子を3人以上養育する保護者に対し、第3子以降の小中学生に係る給食費を無償化し、その他の者には半額助成することにより、子育て世帯への経済的負担軽減を図る。</p> <p><b>○少人数学級推進事業</b>            〈事業内容〉            小学1・2年生において30人学級実現のため期限付き教諭を配置する。</p> <p>〈必要性・効果〉            少人数学級を編成し、一人ひとりの児童・生徒にきめ細かな指導を行うことで、児童・生徒の学習意欲・学習習慣等にかかる課題の改善が期待され、次世代を担う児童・生徒に対して教育環境の整備、地域力の底上げが図られる。</p> <p><b>○小学校施設等修繕及び備品整備事業</b>            〈事業内容〉            各小学校の施設、設備、備品の維持管理を行う。</p>	町  町  町	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	高等学校	<p>〈必要性・効果〉 適切な維持管理を行うことにより、良好な学習環境と学校運営を図ることで、次世代を担う子どもたちにより良い教育環境を提供する。</p> <p><b>○中学校施設等修繕及び備品整備事業</b> 〈事業内容〉 各中学校の施設、設備、備品の維持管理を行う。 〈必要性・効果〉 適切な維持管理を行うことにより、良好な学習環境と学校運営を図ることで、次世代を担う子どもたちにより良い教育環境を提供する。</p> <p><b>○小学校教育教材整備事業</b> 〈事業内容〉 各小学校の授業で使用する、新学習指導要領に基づいた教材や教具等を整備する。 〈必要性・効果〉 教材や教具等の整備により、良好な学習環境と子どもたちの確かな学力の育成を図る。</p> <p><b>○中学校教育教材整備事業</b> 〈事業内容〉 各中学校の授業で使用する、新学習指導要領に基づいた教材や教具等を整備する。 〈必要性・効果〉 教材や教具等の整備により、良好な学習環境と子どもたちの確かな学力の育成を図る。</p> <p><b>○スクールバス運行事業</b> 〈事業内容〉 小中学校統合地域の児童生徒の登下校、校外学習の生徒輸送、社会教育事業、各種大会等の参加者送迎のためにスクールバスを運行する。 〈必要性・効果〉 統合地域の児童生徒が登下校を始め、校外学習や社会教育事業へ参加できる環境を整えることは、児童生徒の健全育成のために重要なことである。事業実施により、児童生徒に対して、きめ細かく柔軟な対応ができるため、各種行事への参加など公平な学習機会の提供ができ、学校生活の充実が図られる。</p> <p><b>○教育振興事務</b> 〈事業内容〉 美幌高等学校の魅力ある高校づくりを支え、生徒確保に向けた必要な手立てを町行政</p>	町           町 ・ その他           町	



持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	その他	<p><b>○屋外体育施設維持管理事業</b>            〈事業内容〉            老朽化が進行している屋外体育施設の維持補修等を行う。            〈必要性・効果〉            スポーツに安全に親しむことができる環境を提供することは、健康的な生活を送るために重要である。屋外体育施設の補修を行うことで、施設の長寿命化やスポーツ環境の整備が図られ、利用者の利便性の向上、スポーツ振興が促進される。また、スポーツを通して健康増進となるほか、地域コミュニティの促進が図られる。</p> <p><b>○地域集会室補修等整備事業</b>            〈事業内容〉            町が所有している地域集会室を計画的に修繕・修理を実施する。            〈必要性・効果〉            地域のコミュニティ活動の中心施設である集会室は、様々な会合や行事に年間を通して利用されており、地域には欠かせない施設となっている。集会室の適正な維持管理と利用により、施設の長寿命化が図られ、継続的な地域コミュニティ活動の活性化が図られる。</p> <p><b>○地域集会室維持管理事業</b>            〈事業内容〉            町が所有している地域集会室を関係自治会が指定管理者に指定するとともに、増改築・修繕する場合や椅子、机の整備をする場合に補助金を交付するなど効率的な維持管理を図る。            〈必要性・効果〉            地域のコミュニティ活動の中心施設である集会室は、様々な会合や行事に年間を通して利用されており、地域には欠かせない施設となっている。集会室の適正な維持管理と利用により、施設の長寿命化が図られ、継続的な地域コミュニティ活動の活性化が図られる。</p> <p><b>○図書館施設維持管理事業</b>            〈事業内容〉            安心安全、快適に利活用されるよう適切な施設等の維持補修を行う。            〈必要性・効果〉            町民の調査・研究・教養の向上及び憩いの場である図書館を適切に維持管理し、機能充実を図ることは生活環境の向上のために必要</p>	町   町・ その他   町・ その他   町	





持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	<p><b>○木質ペレットストーブ購入促進事業</b></p> <p>〈事業内容〉 木質ペレットストーブを購入する者に対して助成を行う。 (補助率 2/3 限度額 40 万円)</p> <p>〈必要性・効果〉 本町では、温室効果ガスの削減・吸収、炭素固定化による「低炭素な町づくり」を目指し、その取り組みのひとつとして木質ペレットストーブの普及を図っているが、一般の暖房器具に対し価格が高価であるという課題がある。 購入補助の制度を活用することにより一般暖房器具と同等の価格帯となることで普及が促進され、化石燃料の代替によるCO2 排出削減及び地域資源循環システムの構築が図られる。</p>	町	
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	過疎地域持続的発展特別事業	<p><b>○町有財産未利用施設除却事業</b></p> <p>〈事業内容〉 用途が廃止され、老朽化が著しい町有財産未利用施設の除却を進める。</p> <p>〈必要性・効果〉 老朽化が著しい未利用施設を解体除却し、環境整備を図ることにより、町民に安心・安全を提供するとともに、景観に配慮したまちづくりの推進や地域の活性化が期待される。</p>	町	